

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和5年9月7日 午前9時55分～午後3時24分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 阿久根 憲 造
副委員長 犬 井 美 香
委員 瀬 尾 和 敬
委員 井 上 勝 博
委員 川 添 公 貴

委員 中 島 由美子
委員 下 園 政 喜
委員 帯 田 裕 達
委員 落 口 久 光

○その他の議員

議員 森 永 靖 子
議員 成 川 幸太郎

議員 森 満 晃

○説明のための出席者

市民安全部長 上 戸 理 志
次長（危機管理担当） 遠 矢 一 星
市民課長 川 崎 朋 子
課長代理 中 園 隆
防災安全課長 森 山 勝 男
原子力安全室長 宮 田 高 敬
環境課長 奥 平 幸 雄
地球温暖化担当課長 原 暢 幸
税務課長 川 畑 央
収納課長 国 分 修

子育て支援課長 前 門 宏 之
保険年金課 山 元 茂
医療対策監 古 里 洋一郎
市民健康課長 久 保 淳 一
保健師統括担当課長 井 上 聡 子

消防局長 石 原 浩 之
消防総務課長 前 田 隆 盛
警防課長 濱 田 浩
予防課長 藤 井 二 信
通信指令課長 元 島 猛

市民福祉部長 小柳津 賢 一
社会福祉課長 紙 屋 一 朗
障害福祉課長 加 治 屋 光 久
高齢・介護福祉課
課長代理 榎 並 淳 司
保護課長 新 川 皇 祐

水道局長 今 井 功 司
経営管理課長 橋 口 公 男
上水道課長 西ノ園 裕 治
下水道室長 松 野 信 作

○事務局職員

議会事務局長 田 代 健 一
議事調査課長 久 米 道 秋

課長代理兼議事グループ長 上 川 雄 之
主幹兼管理調査グループ長 原 浩 一

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 84 号 財産の取得について	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 85 号 財産の取得について	
議案第 86 号 北薩3消防本部指令センターシステム構築整備事業事業契約の締結について	
議案第 87 号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第100号 令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第 81 号 薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	
(所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 室
議案第 82 号 財産の取得について	環 境 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 83 号 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定について	税 務 課 収 納 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 98 号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 福 祉 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 福 祉 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 99 号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (社 会 福 祉 課)
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 95 号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 [歳出] 3款 民生費 1項 社会福祉費 4目 国民年金費 4款 衛生費 1項 保健衛生費 5目 国民健康保険対策費 議案第 97 号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第84号―議案第85号

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第84号及び議案第85号の財産の取得について、議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、それぞれ消防関係車両の更新案件のため、一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、議会資料の2ページをお開きください。

議案第84号は、現在、消防団（川内中央北分団上川内部及び亀山部）に配備してあります消防ポンプ自動車の更新整備による財産を取得するもので、提案理由は、本会議で局長が説明したとおりでございます。

まず、1の財産の名称は消防ポンプ自動車（CD―I型）で、数量は2台、取得価格及び4、取得の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

財産概要を御覧ください。ベース車両はトヨタ・ダイナ、排気量は1,990cc、乗車定員は6名で、車両総重量3.5トン未満であります。納期につきましては、令和6年3月中旬を予定しております。

なお、写真は、令和4年度に購入した消防ポンプ自動車となりますが、同型の車両になります。

続きまして、議会資料3ページをお開きください。

議案第85号は、現在、中央消防署南部分署に配備してあります高規格救急自動車の更新整備による財産を取得するもので、提案理由は、本会議で局長が説明したとおりでございます。

1、財産の名称は高規格救急自動車で、数量は1台、取得価格及び4、取得の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

財産の概要を御覧ください。ベース車両は日産・キャラバン、排気量は2,488cc、乗車定員は7名となっております。納期につきましては、令和6年3月上旬（本ページの発言により訂正済み）を予定しております。

なお、写真は、令和元年度に更新した高規格救急車で、同等の車両となります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと私の聞き違いかなと思ったんですけど、令和5年3月納期っておっしゃったような気がするんですが、聞き違いですか。救急自動車のほうです。

○消防総務課長（前田隆盛）申し訳ございません。言い間違いで、令和6年3月の間違いでございました。訂正をお願いします（本ページで訂正済み）。

○委員長（阿久根憲造）ほかに御質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決に入ります。採決は、議案第84号及び議案第85号の議案2件を一括して行います。採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めま

す。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第86号 北薩3消防本部指令センターシステム構築整備事業事業契約の締結について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第86号北薩3消防本部指令センターシステム構築整備事業事業契約の締結についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、議会資料の4ページをお開きください。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料5ページ下段、数字の3の北薩消防本部指令センターシステム構築の目的の「3」を「4」に、次ページの4、システム構築の概要の「4」を「5」に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、議案第86号は、北薩消防本部指令センターシステム構築整備事業について、公募型プロポーザル審査結果により特定した最優秀提案事業者と事業契約を締結するもので、提案理由につきましては、本会議で局長が説明したとおりでございます。

1、経過については、令和5年4月14日、公募要項等の公表を行い、3社から提案書の提出を受け、3社からのプレゼンテーションを審査し、6月15日、最優秀提案事業者の決定を行い、7月7日、事業の仮契約の締結を行っております。

2、契約内容について、（1）契約金額は22億円で、内訳といたしましては、通信指令システムが9億7,319万2,000円、デジタル無線システムが12億2,680万8,000円あります。2の契約の相手方は日本電気株式会社九州支社であります。3の事業期間は、契約の締結の日から令和7年3月17日までで、事業概要についてはお目通しください。

3の北薩消防本部指令センターシステム構築整備事業事業契約による本市、さつま町及び阿久根地区消防組合消防本部の経費負担金額になります。事業費においては、共通部分と個別部分があり、共通部分につきましては、5ページの（4）構成団体の人口割合で案分しております。薩摩川内市の負担金は、共通部分が4億1,984万851円

で、個別部分が9億8,482万1,200円で、合計14億466万2,051円となります。さつま町、阿久根地区消防組合もそれぞれ負担金を薩摩川内市に納入していただき、本市が支払うこととなります。

（2）令和5年度事業費、（3）令和6年度事業費の負担割合につきましては、内訳になりますので、お目通しください。

5ページ下段、4、北薩3消防本部指令センターシステム構築の目的でございます。消防指令業務の円滑な運用を実現するための消防指令センターの整備を行うに当たり、住民が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を目指し、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ円滑に対応できるシステム構築を行うことを目的としております。

6ページをお開きください。

5、システム等の概要について御説明いたします。大きく20項目の装備・設備等について記載をしております。主に、現在の薩摩川内市の通信指令センターよりも機能が充実した分について御説明申し上げます。

まず、（1）の指令装置であります。現在2台で対応しているものを3台での対応となります。

7ページになります。

（15）映像119受信装置は新たな機能になります。本装置は、緊急通報受付時に、通報者がスマートフォン等で撮影した映像を表示する装置で、利用効果といたしましては、火災現場・救急事故現場の撮影により、消防・救助・救急車両の増隊判断を迅速に行うことができるほか、救急現場での早急な応急処置が必要な事案での動画ファイル送信機能による通報者へ応急処置の方法を動画で送信し、口頭指導に役立てられるものでございます。

（19）本部受付設備につきましても新たな機能で、大規模災害等により指令センターが利用不能になった場合の備えとして、各消防本部で119番通報を受信し、消防指令業務の継続を図るための設備でございます。

ほかにも、新たな機能として、インターネット地図連携や車両運用端末装置連携機能、操作研修に係る負担軽減の機能も充実されております。

次に、8ページから9ページを御覧ください。

指令センターの設置場所、完成後のイメージ図及び配置イメージ図を添付しておりますので、御参照ください。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）非常に多額のシステムということなんですが、この負担金額のうち、補助金なり、何か特例債なり、財源をどういうふうにするのかをお尋ねいたします。

○消防総務課長（前田隆盛）まず、財源につきましては、地方債、緊急防災・減災事業債を活用しており、起債の充当率が100%で、元利償還金の7割が交付されるものでございます。

この地方債は、単独整備では対象にならないもので、連携協力により広域的な整備を行う事業が該当になるものでございます。

○委員（井上勝博）このシステムの中で、10号、映像119受信装置については、先日、行政視察でもこれと同じようなもので見学をさせていただいたんですけれども、これは、例えば、スマートフォンを使い慣れている方もあれば、慣れていない方もいらっしゃると思うんですが、ちょっと詳しくどういうシステムなのか教えていただけますか。

○通信指令課長（元島 猛）それでは、緊急通報システムの機能の説明について簡単に御説明させていただきます。

この映像通報によるシステムというのは、119番通報をまずされた方に対して、その通報者の通報内容によって、司令員がシステムを使う必要があると判断した場合に、通報された方の了承をもらい、その方のスマートフォンにSMS——ショートメッセージサービス、それでURLを送って、そのURLを開くことで、通報現場と司令員との間でリアルタイムで映像を通して共有できるシステムになります。

まず、119番通報していただきますので、その電話の通報を切らずに、切らない形で通信司令官が別端末、パソコンのほうからスマートフォンのほうにURLをSMSで、ショートメッセージサービスで送って、その通報者の方は届いたショートメッセージサービスを開いて、その中に書

いてあるURL、それをタップすることで、じゃあ次は映像を映してくださいと、そういうふうにして表示がされます。それを使用して、実際、現場と通信司令員とが映像で、火災ですと火災の状況がどうなのか、交通事故の場合はどういう事故をしているのか、救急の場合はその患者さんが意識があるのかどうか、そういうのがリアルタイムで見えるサービスになります。

○委員（井上勝博）この間、行政視察した内容と全く同じシステムだというふうに思いました。

それから、GPSを使った通報者の位置については、現在もできているのかどうか、そして、どうなっているのかを教えてください。

○通信指令課長（元島 猛）GPSの機能につきましては、携帯から119番された方、まず最初には基地局エリア、いわゆる携帯の電波を受けるアンテナ、そこでまずどここの位置かを大まかなキャッチをします。そのときの位置情報というのが大体数百メートルから数千メートルになります。その後、位置情報の通知、GPSをオンにされている方はまた位置情報が詳細に出てきますので、そのときに数メートルから数十メートルの範囲で表示をされてくるというような状況になります。

○委員（井上勝博）現在もそういうことはできるんですか。

○通信指令課長（元島 猛）現在もこの機能はあります。今、薩摩川内市の消防局のホームページで、発信者情報についてということで今出してありますので、またそこも併せて広報がさらにできるようにしたいと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）この装置、こういうシステムをつくって、1か所に3自治体の職員が詰めることになるわけです。同じ仕事を基本的にはされると。その際に給与体系の問題とかいろいろあると思うんですけれども、このシステム以外に組織体制の問題としてはどこまで詰められてきているんでしょうか。

○消防総務課長（前田隆盛）まず、今の給与体系等につきましては、各消防本部の給与体系、あと福利厚生等については、各消防本部の規程に沿うような形で協議がなされております。

○委員（川添公貴）当初、ここの配置人員は、

今決まっている状況は確認しているんですけど、令和7年の3月17日が締結、工事完了日ということなので、3団体が一括してやるわけなんですけれども、その習熟、訓練等はどのように計画されているのか。現在、司令センターで従事されていても、熟練はされていると思うんですけども、連携等も含めて習熟度を増していかなきゃいけないと思うので、いつ頃からどれぐらいの期間を予定されているのかというのを教えてもらいたい。

○消防総務課長（前田隆盛） まず、今の訓練等でございますが、12月ぐらいからが訓練に入って、2月ぐらいから仮運用というような今計画で考えております。また令和7年2月から仮運用というような今計画を立てているところでございます。

先ほどに機能強化の部分で説明を申し上げましたが、訓練のそういうところも軽減が図られるようなシステムになっておりますので、そういうところで訓練をして、令和7年7月からの稼働に向けて調整していきたいと考えております。

○委員（中島由美子） 障害者通報対応装置とかいろいろ入っていて、聴覚障害の方々も助かなという思いがあるんですが、最近は高齢者の方々も耳が遠い方がいてなかなかなんですが、そういう方に対してもこの装置が使えるようにされるのか。4自治体あるわけです。その辺りの方々にもしっかり広報とかされるのか教えてください。

○通信指令課長（元島 猛） 現在、今、薩摩川内市でもNET119といいまして、聴覚や言語機能の障害のある方には、事前に登録をさせていただいて、携帯のほうでチャットでやり取りをするシステムを導入しております。そういうのを含めまして、また令和7年度の運用からも継続してNET119等も含めてやっていきますので、事前の登録、登録をする方は薩摩川内市に居住されている方か、薩摩川内市で仕事をしたり、あとは通学したり、そうされている方が対象になりますが、事前登録制になっていますので、含めまして広報もやっていきたいと考えております。

○委員（中島由美子） 今、高齢者の方々も一生懸命、スマートフォンを使ったり教えていただいたりされているんですが、なかなか不慣れな方も多いので、そういう方も含めて、いろんな方が

こういうことが分かるような広報とか、教えてくださるような状況というのかな、そういうのをつくっていただければ、皆さんが安心感を持たれるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（瀬尾和敬） 先ほど、動画による通報について、課長が流れるように説明されましたけれども、あれって分かっている人はそうやって簡単に操作はこうです、ああですと言われますが、一般の人にとっては大変な操作になると思うんです。だから、そういうのを市民の皆さんに周知するというか、理解してもらうそういう期間、令和7年から始まるので、ある程度、1年以上ありますが、そういう周知の方法というのでも考えられたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○通信指令課長（元島 猛） 今の予定では、新しい運用は3消防本部で合同で行います。また、3消防本部の中には、自治体数としましては2市2町4自治体ございますので、ホームページの掲載、SNS、あとはパンフレット等を含めて、いろんな方法を考えながら広報の手段を取っていきたいと思っております。

○委員（瀬尾和敬） よく地区コミの総会とか自治会の総会とかに消防局の方が招かれると思うんですが、そういう際に念を入れた説明というか、やっぱりされたほうが、よりいい通報システムになるんじゃないかなと考えています。

あと、それから、スマートフォンが操作ができない地域というのもあるということを私は思っているんですが、例えば、難視聴地域というんですか、薩摩川内市ではまだそういうところが何か所かあると思います。そういうところには、幾ら動画で送ろうが、多分、連絡をしても受け付けてもらえないという場所もあると思うんですが、まだ期間がありますので、そういう地域解消にも努めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○通信指令課長（元島 猛） 確かに、システムは携帯のインターネット回線を利用して通報、映像配信をします。当然、携帯が入らないところになりますと、その映像配信もできないということになります。それに付きましても、様々なこちらからもいろんなところに要望しながら、少しでも改善に向けるような形で調査・研究していきたいと思います。

○委員（瀬尾和敬） 何でもこういうことを言うか

といいますと、祁答院から鹿児島市に行く途中に、丘を上ったような場所というところが、通じない場所があるんです。だから、連絡するなら早くするか、下り終わってからするかとか、そういう地域も私は現実的に見ておりますし、まだそのほかにもそういう地域があるんじゃないかと思しますので、そういうところの解消にも努めていただきたいと、これは要望をしておきたいと思います。

○委員（落口久光）まず、このシステムを入れている全国で自治体は何自治体ぐらいあるか教えていただけますか。

○消防局長（石原浩之）全国で入れている自治体なんですけど、それについてはデータを持っておりません。ただし、九州管内においては、司令センターの構築状況につきましては、福岡県内が現在2か所、あと、大分県のほうが消防司令センターのほうが進めているところでございます。

共同で県内で行っているところは、指宿市、南九州市、あと南さつま市のほうが県内ではシステム構築されて行っているところでございます。全国の情報については資料を集めておりませんでした。申し訳ございません。

○委員（落口久光）というのは、前回視察に行ったときにも、向こうの消防の方にもコメントしたんですけど、動画を送るときの通信量が発報者負担ということになっていたんで、やっぱりちょっとそれは問題ですよという話はさせていただいていたんです。ここから先は多分、今からずっと全国でこの普及がどんどん広がっていくと思うので、各自治体の消防局長さんが連携して、総務省とかにも話しに行きながら、携帯電話会社さんの協力をもらいながら、この手のやつはもう無料にできないものかというようなやり方をしていくのも必要かなという気がするんです。事故の内容によっては、多分、数十分、動画配信をしていただかないといけない状態になってくると、携帯料金も契約の内容によりけりですけど、結構高額な請求が翌月来たりとかで、また要らぬ不満が消防局のほうに行ったりとかするのはいかがなものかと思しますので、ここは普及が広がれば広がるほど、そういう話は通っていくと思うんですけど、早い段階でそういう連合体をつくって、携帯の動画配信の料金についてはどうにかならないかという相談を国含めて上げていただきたいなと思いま

すので、前向きに検討いただきたいと思います。

○消防局長（石原浩之）鹿児島県の消防長会の総会、あと九州、あと全国の消防長会の総会等がございますので、とりあえずは鹿児島県の消防長会のほうに意見というふうな形で上げてもらいまして、国のほうと、また、全国の消防長会のほうともまた今後協議をしていきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博）このことについては、パブリックコメントなりというのはしたのかどうかということだと、市民がどれだけ知っているかということなんです。それぞれの市町村はそれぞれの市町村でしょうから、薩摩川内市がどうなっているのかということが一つ。それから、ちょっと危惧されるのは、消防指令の広域化が消防全体の広域化とつながらないのかなという心配はあるわけです。だから、例えば、指令業務が一緒になれば、場合によっては、大きな事故なりをしたとき、また、救急車が不足した場合に、お互いに助け合うということになっていくんだろうと思うんです。そうすると、今度は広域化して、ある程度、もう救急車とか消防自動車とかが合理化されて、これだけで足りるんじゃないだろうかというふうな話になってきやしないかという心配もあるんですが、その辺については、指令の統合と広域化とは全く違うと、そこはつながってはいませんということをはっきり言えるんでしょうか。

○消防総務課長（前田隆盛）まず、先ほどのパブリックコメント等を実施しているのかという部分については、実施しておりません。令和3年4月に協議会を立ち上げて、内部的ないろんな専門業者に支援の業務を依頼しながら、内部での協議の中で進めてきているところです。

あと、この広域化については、今おっしゃったように、総務省自体は実際、広域化というのを進めている現状はあります。しかし、今回の指令センターシステムの共同運用については、消防自体の広域化という議論というのは全くしていないところでございます。

○委員（井上勝博）我々は、以前からそういう説明をされてきていたわけですけども、ただ、例えば消防団員ぐらいまではきちんと説明して、いろんな意見を求めているのかどうかはどうなんですか。

○消防総務課長（前田隆盛）今、この協議を、こういう広域化になるという部分については、消防団等にも説明をする機会は設けております。

基本的には、住民等については、今までと119番通報等に関しては何も変わらないという状況を踏まえながら、このような進め方をしてきたところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）住民は知らなくても、特にこれまでの消防の活動が何かよくなったり悪くなったりすることはないという、そういうお話になるのかなと思うんですけども、そこら辺が変わらないというのは、よくなるものがあるから進めているんだと思うんですけども、ちょっとその辺がどうなんですか。多額のお金を使うわけですから、確かに先ほど100%も充当されるというお話ではあるんですけども、しかし、市民にこういうことを進めていますよということは周知して、不安がないようにしておくということは必要なんじゃないかと。私なんかはこの間も言ったように不安があるんです。直ちに本当に来てくれるんだろうかと、地理が分からない人が司令部におったらどうしようとか、そういう不安はあるわけです。だから、その辺の不安というのを払拭することは必要なんじゃないですか。

○消防総務課長（前田隆盛）申し訳ございません。今までの119番通報について、住民に大きく変わる部分はないということで、今まで説明した内容の機能が充実されるという部分については、当然、周知が必要かと思しますので、まだ期間がありますので、この間を含めてそういう周知に努めてまいります。

○委員（帯田裕達）二、三、お伺いします。これ、広域になるから交付金とか補助金が出ているということで理解していいわけですね、先ほどの説明によると。となると、例えば、薩摩川内市、阿久根市、長島町、さつま町、同じように人口割でお金を出しているわけですが、一番肝腎なのはシステムの理解。理解してそんなように使える人たちがどれだけ出てくるかということになると、職場なり、それぞれの地域の職場、例えばもう中学校、高校生でもそういうことが使えるわけですので、その辺を徹底して周知していただきたいと考えているんだけど、今後、どのようにそういう

ことをやっていかれるのか教えてください。

○警防課長（濱田 浩）今回、新たなシステムというものが導入されて、通報に関していえば非常に利便性が高まると考えております。

それらの周知につきましても、今回、普通救命の講習の機会であったり、あるいは、自主防災訓練等にも出向いていきますので、その中で119番通報について、このような新たな利便性があると。その中でも、スマートフォンを持っていらっしゃる方等いらっしゃれば、取扱説明をしながら、実際あつてはならないことなんですけど、緊急時において適切な対応を取っていただけるように、そしてまた、せっかく導入するシステムでございまして、それが消防の活動に対して非常にいい情報となるように、導入前、それから導入後についても、市民の方々への周知・説明は取り組みたいと考えております。

○委員（帯田裕達）非常にいいシステムで、多額の費用がかかるんですが、助からない命が助かるとか、重くなる病気が軽くて済むというのは、1秒、2秒の差だと思います。こうやって映像で送られてくると、それなりの処置ができるし、すばらしい通報システムですので、ぜひ運用に関しては、なるべく皆さんに周知して、みんながこれを使えるようになるというぐらいにしたら、もっとすばらしいことになると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（阿久根憲造）その他、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 87 号 薩摩川内市火災予防条例
の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第 87 号
薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○予防課長（藤井二信）それでは、私のほう
から議案第 87 号薩摩川内市火災予防条例の一部
を改正する条例の制定について説明いたします。

議会資料の 10 ページをお開きください。

改正の目的、概要につきましては、消防局長が
本会議で提案理由を述べておりますので、省略し、
改正の内容について説明をいたします。

なお、以後は、生活福祉委員会の資料に沿い、
説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、資料の修正をお願いいた
します。生活福祉委員会資料 3 ページ下段、固体
燃料を使用する厨房設備の基準の表、右側の離隔
距離、前方の列、2 行目「30」と記載がござい
ますが、離隔距離はございませんので、「30」
を横棒に訂正をお願いいたします。申し訳ござい
ませんでした。

それでは、生活福祉委員会資料 2 ページを御覧
ください。

（1）急速充電設備に係る改正についてです。
現行条例では、全出力が 20 キロワット超え、
200 キロワット以下を急速充電設備として取り
扱い、全出力が 200 キロワットを超える大出力
の急速充電設備は変電設備として扱っており、電
気自動車の運転手が自ら充電できないなどの障壁
がありました。

このため、検討会を経て、200 キロワットを
超えることによる新たな危険性は確認されないとの
結論から、上限を撤廃し、20 キロワットを超
えるものを急速充電設備として取り扱うこととな
ります。

また、変圧器を有する設備本体とケーブルが一
体となった一体型を想定していましたが、設備本
体と充電ポストで構成させる分離型の設置例が見
られるようになったことから、分離型の基準を明
確にいたしました。この基準により、屋外に設け
る充電ポストは変圧器を有しないため、建物から
の距離を保つ必要がないものといたします。

薩摩川内市の急速充電設備の設置状況ござい
ますが、本年 8 月末現在で 25 基あり、この中に、
市の次世代エネルギー課が管理しているものが本
庁各支所等に 8 基ございます。

次に、2 ページ下段の（2）蓄電池設備に係る
改正を御覧ください。

現行条例では、4,800 アンペアアワー・セ
ル以上の蓄電池設備を規制対象としております。

3 ページ上段の図のとおり、アンペアアワーは
使用する電流とその電流で使える時間を表し
たものですので、蓄電池の種別により電圧及び電
力量が異なります。

蓄電池設備の存在リスクは、保有する電気のエ
ネルギーの大きさ、電池容量に依存することから、
規制対象の指定に係る単位をキロワット時に改め、
蓄電池の種別や蓄電池設備の大容量化を踏まえて、
火災リスクに応じた予防対策を行うものでありま
す。

次に、3 ページの（3）固体燃料を使用する各
設備に係る改正を御覧ください。

現行条例では、炉等の一般規定が適用され、周
囲に 2 メートルから 3 メートルの離隔距離を確保
する必要があり、設置に当たっては、機器の周囲
に広い空間が必要であるため、設置できる場所が
限られるという課題がありました。

総務省消防庁で行われました実験において、炭
火焼き器については、防火上の安全措置が講じら
れたものであるとして基準が見直され、固体燃料
を用いた厨房設備について、火災予防上、安全な
距離の基準を設けるものであります。

次は、4 ページを御覧ください。

（4）その他の所要規定の整備ですが、喫煙に
関する標識及び文言の見直しを行ったものです。
火災予防条例において、不特定多数の者が出入り
する場所や重要文化財等の建造物などで、火災予
防の観点から喫煙に関して制限されており、喫煙
に関する標識を設置することを求めていることから、
他の法令と重複する標識の設置がある状況で
ございます。

上段のイラストのとおり、「喫煙所」と表した
標識について、健康増進法により規定する「喫煙
専用室」標識が設置されている場合は設置しなく
てもよいこととされました。

このほか、「喫煙」、「火気厳禁」及び「喫煙

所」と表した標識と併せて設ける記号にあっては、最下段のイラストのとおり、国際標準機構が定めた規格、または、日本産業規格に適合しなければならないこととされました。

このことから、火災予防条例の別表第2の図記号を削除するものでございます。

施行日につきまして、議会資料へお戻りいただき、議会資料10ページを御覧ください。

3、改正内容、(5)の施行日ですが、急速充電設備及び喫煙等の標識につきましては令和5年10月1日、蓄電池設備及び固体燃料を使用する各設備につきましては令和6年1月1日となります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第95号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（前田隆盛）それでは、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第7回補正の45ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

9款1項1目常備消防費は、補正額1,380万8,000円の増額であります。

内容といたしましては、常備消防一般管理費の事項で、4月の人事異動による給与等の増額を行うものでございます。

3日常備消防施設費は、補正額3,639万7,000円の増額で、中央消防署下甕分駐所に配備する高規格救急車を更新するものでございます。

内容について、生活福祉委員会資料5ページをお開きください。

目的でございますが、本年3月下旬からエンジン不調となり、修理の見積りを徴したところ、修繕費が高額であったことから、今回新たに救急自動車を更新整備するものでございます。

2の事業概要でございます。高規格救急自動車1台、ワンボックスタイプをベースとした乗車定員7人以上の規格になります。

2の高度救命処置用資機材救急附属品一式を別契約で装備するものです。

3の今回更新に至る経緯でございます。

さきに述べましたエンジン不調となった救急車は、平成23年式で、走行距離約11万キロのもので、地元の修理工場で調整を行うも不調な原因が分からず、本土の修理工場で確認の結果、エンジンの乗せ替え等が必要な状態であり、修理費用が200万ほどかかるとのことであったものでございます。現在は本部の支援救急車を送り運用しております。

また、今回の救急車につきましては、次年度に更新予定であったことと、発注から納車まで半年ほどかかることを踏まえ、今回補正要求をするものでございます。

それでは、予算に関する説明書45ページに返っていただきまして、4目非常備消防施設費は補正額126万8,000円の増額で、下甕南分団手打1部車庫詰所外壁爆裂対策工事でございます。施設点検により外壁等の剥離、脱落等の危険が生じているため、今回対策工事の経費を計上するものです。

次に、11ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましては、先ほど説明しました下甕分駐所高規格救急自動車について、年度内の納入が間に合わないことから繰越明許とするものでございます。

歳入については、消防総務課所管分はございま

せん。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）非常に珍しいことなのかなと、この消防自動車エンジン不調になってという事例というのは、大抵まだ使えるんじゃないのと思うぐらいのときに交換、新しく買ったりしているように思っていたんですが、こういう事例はこれまでも何回かあるんですか。

○消防総務課長（前田隆盛）まず、今までこういう事例があったかということにつきましては、こういう事例はございません。

また、この救急自動車につきましては、基本11年を更新基準として今まで整備をしてきております。

しかしながら、この下甑の救急車は、ほかの救急車よりも走行距離が短かったことや故障等がなかったことを踏まえて、ちょっと1年先送りしていた状況もございまして、急遽にこの補正予算の要求をしたものでございます。

○委員（井上勝博）病人を連れているときに車が止まったりとかということがなくてよかったと思うんですが、ちょっとこういう事例があつて、もし仮にそういうことがあったら大変なことです。今言われたように11年たったら交換していたということならば、やっぱり教訓にしておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○消防総務課長（前田隆盛）そしてまた、当然ほかの消防車両につきましても、途中でそういう故障等がないような点検というのは毎日、また法定点検等についても確実に行っておりますので、こういうことがないように今後はまた更新基準に沿った形で調整をしていきたいと思っております。

○委員（川添公貴）ちょっと1点だけ確認させてほしいんですけど、先ほど議案第85号で救急車の取得が約2,400万であったわけですけど、今度この甑島の分については車両本体が2,300万円なので、これで大体合致するのかなと、その差というのは車種によって違うんで、これはイコールだと思うので、この中身の中で高度救命処置用資機材、これが1,300万、この差があるだろうと思ったんですけど、じゃあさきの85号のやつにはこの資機材が載っていないの

かと、今ふと思ったんで、2,400万と、安いなどとは思っていたんですけど、この85号には、この資機材が載っていなかったのか、それともこの甑島のやつは特別に、新たにこういうのをまた設置したのかと、その差をちょっと教えてもらいたいと思う。

○消防総務課長（前田隆盛）その差につきましては、まず財産の取得の分については、今補正で説明したように別契約になります、資機材は。なので、今回の財産の取得については、車のみの契約で財産の取得として仮契約をしているので、この南部分署の救急自動車についても、この1,300万程度の資機材の全てを導入というか、機材を整えております。なので、南部のこの救急車についても、総額は今補正要求をしたこの金額と変わらないような金額になっております。

○委員（川添公貴）分かりました。極端に費目が違うということでしょうから。いや、その資機材がそんなに違えばどうやったのかなと思ったので、もともと三千何百万、救急車はかかるわけなので、安かったのかなと思っていた。その差です。分かります。仕分けの違いでそうなったということとで理解しました。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○通信指令課長（元島 猛）それでは、私のほうから、所管事務の報告事項につきまして御説明いたしますので、委員会資料の6ページを御覧ください。

まず、1のかごしま国体に伴う旅館、ホテル等の特別査察についてです。

令和5年10月7日から、「燃ゆる感動 かごしま国体」が開催されることから、6月27日に利用者の安全・安心を確保することを目的に、国体期間中、多くの選手関係者が来場するサンア

リーナせんだいと入来総合運動場体育館の2施設に対し、会場レイアウト等による避難障害などがないよう、注意喚起のための特別査察を実施しました。

また、7月下旬から8月中旬にかけて、市内の旅館ホテル等につきましても、避難管理や訓練実施状況を確認するための立入検査を実施しております。

次に、7ページを御覧ください。

下段4の令和プロテクト・トーク「消防関係機関と市長の対話」についてです。

7月24日に記載の4機関による令和プロテクト・トークが行われました。昨年度のトークにおいて、消防団の各地域の実情に合った定数の見直しや分団の統廃合についての検討が必要であるとの意見が出されたことから、今年度は消防団の組織再編をテーマに取り組むこととなりました。今後4機関が連携して、各分団等の現状や地域の実情を把握し、定数の見直しなど組織再編の素案を作成してまいります。

次に、8ページを御覧ください。

5の救急救命士産科研修についてです。

救急現場において発生する産科領域の救急事案は、年間40件程度で推移し、まれな事案となっていることから、救急隊員の経験不足が否めない状況であります。これを改善するため、記載の日程で救急救命士延べ34名が参加し、川内看護専門学校の前産師資格を持つ2名の講師を迎え、参加研修を行いました。特に、安全な分娩助産方法や搬送時の対応等について講義を頂き、大変有意義な研修になったところです。

次に、最後になります11ページを御覧ください。

9の令和5年火災・救急の発生状況についてです。

(1)の表に記載のとおり、8月30日現在、火災は22件発生し、前年比較で4件減少しております。損害額は、まだ調査中で算入していない火災の分があります。暫定の数値として御覧ください。救急は3,335件で、前年比較240件増加しております。右側小さい表の死傷者数ですが、死者の発生はなく、対前年比2名の減、負傷者数は4名で、対前年比2名の増となっております。

次に、(2)の地域別火災発生状況です。

表の下から3段目、令和5年の欄を御覧ください。

火災件数22件のうち、川内地域で12件、樋脇、入来地域で、それぞれ3件、東郷、里、上甕、下甕地域でそれぞれ1件発生し、祁答院、鹿島地域では発生しておりません。

なお、右側合計欄の火災種別では、22件のうち建物火災が10件、その他火災が9件となっております。

また、上甕地域で船舶火災が1件発生しておりますが、この火災は、8月18日に中甕島西側黒瀬沖の海上で発生した観光船「かのこ」の火災であり、118番通報が海上保安庁に入り、串木野海上保安部が火災対応しております。

本市消防局は上甕分駐所から通信指令課へ船舶火災の情報が入ったことから、串木野海上保安部へ確認したところ、観光船「かのこ」から火災が発生し対応中との情報を得ましたので、情報収集や調査等の対応を行っております。

火災発生時の状況としましては、航行中、エンジン異常を知らせるランプに船長が気づき、乗務員が確認したところ、エンジンルーム入り口の蓋から少量の黒煙が出ているのを発見し、消火器2本を使って消火したものです。

なお、エンジンルーム内に設置してあった自動消火装置も起動していたとのことでした。

火災の原因につきましては、現在、調査中となっております。

また、観光船には、船長を含め乗組員2名、乗客9名の計11名が乗船しておりましたが、けがや体調不良等を訴える方々がいらっしゃいませんでしたので、医療機関への搬送は行っておりません。

次に、(3)の月別火災発生状況です。

表最下段の前年比較に記載のとおり、5月が4件、8月が1件の増となっておりますが、その他の月は減少しております。

次に、(4)の地域別救急発生状況です。前年比較に記載のとおり、川内、入来、祁答院、下甕地域でそれぞれ増加しております。

なお、記載はございませんが、救急の種別では、急病が最も多く、全体の約57%、次いで転院搬送、一般負傷の順となっております。

また、救急搬送された方のうち、65歳以上の高齢者の割合は約67%で、次いで成人、少年の順となっております。

次に、(5)の月別救急発生状況です。

前年比較に記載のとおり、3月以外は増加していることから、240件の増となっております。

また、ドクターヘリ要請につきましては33件要請し、うち5件がキャンセルとなっております。

最下段、(6)の表は、令和4年の火災救急件数等です。参考までに御覧ください。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 救急の件で、大分多くなっているようなんですが、特にこの異常な気象で熱中症というのも多いのかなと思うんですが、熱中症搬送がどれぐらいあったのか、またその発生状況、家の中とか外とか、いろいろあると思うんですが、その辺りが分かっていたら教えてください。

それと、高齢者とか、いろいろ年代もあると思うんですが、そこ辺りまでお願いします。

○警防課長（濱田 浩） それでは、熱中症について御説明させていただきます。

9月5日現在の数値になりますが、今年84件発生しております。令和4年が同時期で70件ですので、14件の増かなと考えております。

発生場所については、屋内、屋外を問わずになるんですが、大体半数、屋内での発症が半分程度という発生状況でございました。

あと、搬送状況になりますが、高齢者が84件のうち50人、それから成人が21人、それからそれ以下の学生さん、学童になるんですが、13人。

症状については、軽症者が46人、中等症者が38人で、重症者は特に発生をしております。ちなみに、令和4年になりますが、高齢者が44人、成人が20人、あと小児が6人ということで、ただ、軽症、中等症の中で重症者が1名いらっしゃいましたので、今年については重症者が発生しておりませんので、十分市民の方も熱中症について注意されているのかなと考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 船舶火災という、しかも「かのこ」の火災ということで、大事に至らなくてよかったと思うんですが、高速船などが走っているわけで、基本的には海上保安庁が所掌するということらしいんですが、消防との関係というのは、今回海上保安庁というのは動きがあったのかどうか、消防局としては、どこまでこの船舶火災というものについては対応するのかということについてお尋ねしてもいいですか。

○警防課長（濱田 浩） 船舶火災についてですが、基本的には、接岸されていないものについては海上保安庁の所管となります。ですので、私たち消防が基本的に対応するものは、接岸されているものが火災になった場合に対応することとなります。

しかしながら、どちらについても同じく火災ですので、海上保安庁、消防、お互い連携しながら、火災対応に当たらなければならないと考えております。

そしてまた、火災によっては、今回乗船客の方もいらっしゃると思いますので、十分な連携を取りながらやらないと、火災による負傷者等の発生の場合に、海上保安庁としては、ヘリコプター等の搬送はされますけど、救急車で対応というところはございませんので、そこ辺りしっかりと連携取りながら、火災だけでなく、火災による負傷者等の搬送等も想定されますので、連携をしていきたいと考えております。

○委員（井上勝博） 今回は、海上保安庁はどういう動きだったんでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 今回の観光船「かのこ」の火災につきましては、119番通報が入ってから海上保安庁が現地に行くまでは1時間程度かかるという情報は得ておりましたので、消火について非常に心配なところもありましたけど、乗船されている船長さんとか、係員の方々の適切な対応で、最小限に被害がとどめられたのかなと考えております。

○委員（帯田裕達） 塔之原分団の格納庫の移設、新設の件で、その後、状況を教えていただきたい。

○消防局長（石原浩之） それでは、樋脇中央分団、塔之原分団、車庫詰所について、現在の状況でございますが、これにつきましては、今年の3月の生活福祉委員会の中でも、人口減少を踏ま

えた消防団の倒廃も予想されるというふうなことから、近隣車庫詰所の在り方、場所、規模等を検討するようにとの意見を受けまして、樋脇体育館北側、市の土地になりますが、近隣の川内の車庫詰所と集約した形で進めていたところでしたが、詳細を確認する中で、どうしても樋脇体育館周辺が都市公園法に係る、都市計画区域内に指定するということから手続が必要となったというふうなことでございました。

現在、この候補地につきましては、担当課と協議をする中で、ちょっと建設は難しいというふうなことではございましたが、区域内から外すことはできないだろうかというふうなことも踏まえまして、市の担当課のほうとも再協議も続けているところでございます。含めて、他の候補地についても検討しながら進めていっているところでございます。この消防団の車庫詰所につきましては、地域防災の要となる施設でございまして、今後、また何十年も使われるというふうに考えておりますので、また確実な建設計画が決まり次第、改めて報告させていただきたいと思っております。

○委員（帯田裕達）その相手している課は、都市整備課ですか、何課に今相談しているんですか。

○消防局長（石原浩之）都市整備課のほうになります。

○委員長（阿久根憲造）ほか委員の皆様。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。委員外の方、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）委員外のほうはないようです。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の43ページを御覧ください。

8款5項4目下水道費は、4月の人事異動に伴い職員給与費を増額するものであります。

53ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費の事項、下水道事業費は、市役所西側の正面玄関からバス停までの点字ブロック設置工事に併せ、公共下水道雨水渠用のグレーチングを細目型に、目の細かいものに取り替える必要があり、下水道事業会計の負担金増額をお願いするものであります。

その下、補助金は農業集落排水事業、城上浄化センターの2台ある上澄み水を排出する装置のうち、1台の電動シンダーが経年劣化のため運転停止をしていることから、電動シンダーの取り替え修繕をするため、下水道事業会計の補助金増額をお願いするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第100号 令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第100号令和5年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊になっております下水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項2目1節一般会計負担金及び3款2項3目1節一般会計補助金を増額するものです。

支出では、1款1項1目25節工事請負費の増額は、市役所西側の正面玄関からバス停までの点字ブロック設置工事に併せて、雨水渠用のグレーチングを細目型に変更する経費であります。

また、3款1項3目20節修繕費の増額は、城上浄化センターの上澄み水を排出する装置の電動シンダーが経年劣化により運転停止しているこ

とから、電動シリンダーの取り替え修繕をするものであります。

15ページを御覧ください。

資本金収入の1款2項1目1節一般会計出資金を減額し、2款2項1目1節一般会計出資金を増額するものです。

支出では、1款2項1目70節元金償還金を減額、2款2項1目70節元金償還金を増額、3款2項1目70節元金償還金を増額するものであります。これらは公債費の確定により補正をお願いするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項は特にありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）水道料金の滞納によって水道が止められるというのがこの間あったんですが、実際どれくらいの期間は大丈夫なのか、水道は止まらないのかなと思っていましたけど、一応教えてください。

○経営管理課長（橋口公男）水道料金につきましては、月の初めに計量をして、月の中旬ぐらいに納付書を送付いたします。口座振替の場合は

25日振り替えであります。月末が納期限になっておりますけれども、それで納めていただけない場合は翌月の中旬ぐらいに督促状を送いたします。それでも納めていただけない場合については、停水予告を送って、おおむね2か月後の翌月までに、場合によっては停水を実施するということになっております。

○委員（中島由美子）4か月ぐらいは大丈夫ということですか。

○経営管理課長（橋口公男）2か月になります。

○委員（帯田裕達）関連するんですが、口座振替率はどれぐらいなんですか。

○経営管理課長（橋口公男）納入方法につきましては、納付書を送って、それで納めていただくものと口座振替があります。全体のパーセントでいいますと、約80%が口座振替になっております。残りの20%が納付書で納めていただいているという状況であります。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第81号 薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第81号 薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）議会資料の2ページをお開きください。

改正の概要ですが、今回の改正は、上位法である電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、専

用の端末機等での印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備用利用者証明用電子証明書により受けられるようになるため、規定を改めようとするものであります。

内容としましては、現在、個人番号カード（マイナンバーカード）を保有し、利用者証明用電子証明書4桁の暗証番号がICチップに記録されかつ印鑑登録を行っている者は、個人番号カードを専用の端末機と本庁や支所に設置されている薩摩川内市らくらく証明交付機やコンビニエンスストアに設置されている端末機、キオスク端末やマルチコピー機と呼ばれるものです。これらの端末機の所定の場所にあるカード置場に置き、利用者自らが操作し、必要な事項を入力することで印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

今回の法改正により、個人番号カードと個人番号カード用利用者証明用電子証明書、カード用の4桁の暗証番号になります。これに加え、移動端末設備、スマートフォンへ新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書、スマホ用の4桁の暗証番号になりますが、こちらを搭載することが可能となり、スマートフォンで専用の端末機等により印鑑登録証明書の交付が受けられるようになるため、規定を改めるものです。

言葉が長いので、文言だけでは分かりづらいかと思います。御利用する場面をちょっとイメージしていただきたいかと思うのですが、マイナンバーカードです。マイナンバーカードを使って、現在、コンビニ等で印鑑証明書等の各種証明書を取得しようとしたときにマルチコピー機を操作しながら、所定の位置にマイナンバーカードを置いて、4桁の暗証番号を入力することで、印鑑登録証明書等の証明書を取得することができます。

今回の法改正後は、スマートフォン、これがスマートフォンだとすると、スマホにも4桁の暗証番号を登録できるようになるため、マイナンバーカードの代わりにスマホをマルチコピー機の所定の位置に置いて、スマホに設定をされた4桁の暗証番号でコンビニ等でも印鑑登録証明書等の交付が受けられるようになるものです。

なので、カードを持たなくても、スマホで証明書が取れるようになるというようなイメージです。新たに設定をするスマホ用の暗証番号というのは、現在設定をしているこのマイナンバーカードと同

じ番号でも違う番号でも構いません。イメージとしては、仮に同じ暗証番号であっても、カードとスマホ、それぞれに暗証番号を設定し、カード用の暗証番号、スマホ用の暗証番号という形で、名称を区別し、カードでも、スマホでも、どちらでも証明書交付ができるようになるものになります。

また、補足としてスマホに登録した場合、機種にもよりますが、スマホの機能としてあります生体認証機能、顔認証だったり指紋認証だったりがあると思いますが、そちらを活用することでも証明書交付を利用することが可能となります。

この登録ができるスマートフォンの取扱いというのは、現在はアンドロイド端末のみとなっております。法律自体は既に改正をされておりますけれども、コンビニ交付に伴う約款の改定が本年の10月1日となっているため、条例の施行日もこれに合わせて10月1日としております。

あわせて、マイナンバーカードの取得状況等についてですけれども、8月末現在で交付率が83.3%となっており、県平均は81.3%、国平均は75.9%でございます。マイナポイントの第2弾の申込要件であった令和5年2月末までの申請期限が過ぎた関係かとは推測できますけれども、4月以降の申請者数というのがかなり減少し、落ち着いて推移をしております。

交付受け取りやマイナポイントの登録支援者数も減少しておりますけれども、交付については、先ほど申し上げましたマイナポイント第2弾の申込期限が9月末となっておりますので、一人でも多くの方への交付につなげるよう8月10日号の広報紙に受け取りを促す記事を掲載しており、さらにホームページやLINEへの掲載であったり、今月10日号の広報紙と一緒に発送される自治会文書においてチラシを配布する予定としております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 印鑑登録の証明がカードでもスマホでもできるということなんですが、便利になるという反面、他人が悪用するということは絶対にならないと言えるのでしょうか。

○市民課長（川崎朋子） スマホに登録をする際に、マイナポータルから、まずマイナンバー

カードの読み取りを行い、その際に、署名用の電子証明書というちょっと呼び名があるんですけども、本人確認ができる用の暗証番号を入力した上で、このスマホ用の4桁の暗証番号の登録というように形で流れていきますので、他人が悪用ができるということはないと考えております。

○委員（井上勝博） 暗証番号というのを高齢者の方に聞くと、銀行から全て同じというふうになっている人が、忘れてしまうから全部同じなんですと自慢される方がいらっしゃるんです。印鑑登録証明書がカードもスマホも暗証番号が全部同じという方もいらっしゃる現実があるわけですが、その辺で、この暗証番号さえ他人に漏れなければ、悪用されることはないということだけど、その暗証番号が怪しいんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○市民安全部長（上戸理志） マイナンバーカードに限らず、クレジットカードだったり、先ほど、今例として言われた銀行のキャッシュカード等も同じく他人が利用できないように暗証番号という形で管理されておりますので、そういった意味ではセキュリティデータというものは同じだと思っておりますし、さらに登録のときも必要ありますので、まず今使われているものとセキュリティは一緒で、さらに国としては、それを上げている。登録等の手順においてです。

ですから、それはいろんなケースを考えれば、リスクゼロというのはないと思いますが、そういった番号等についてもしっかり管理しながら、自分の情報が漏れないようにとするのは、これはそれぞれで対応していただきたいと考えております。

○委員（井上勝博） そのスマホで印鑑登録証明を発行するときに、カードからスマホに登録して、スマホでできる。そのスマホを持っていけば、暗証番号さえ分かっていれば、ほかの人でも印鑑証明が発行できるという、ほかの人でもできるわけです。その暗証番号さえ分かれば、そういうことですか。

○市民安全部長（上戸理志） そもそもスマホを立ち上げるときに、指紋認証だったりとか、番号を設定している方もいらっしゃいます。スマホをオープンするとき、まずそちらもクリアしないといけませんし、さらに先ほど課長から説明あったとおり、4桁の暗証番号もありますので御理解

ください。

○委員（井上勝博） 面倒くさくて、最初にパスワード入れなくても動かせるようにしている方もいらっしゃるわけです。非常にセキュリティの問題では、ちょっと心配な面も出てくるなど、だからできるだけそういう使えるものというのは、少なくしておいたほうがいいわけじゃないですか。先ほど銀行のキャッシュカードも同じですよと言われたけども、確かにそのとおりです。銀行のキャッシュカードをちょっともらって、暗証番号は同じだと分かっているから、現金引き出せるわけだから、これも本当に危ないといえれば危ないです。

だけど、そういうリスクというのは、できるだけ少なくする方向で持っていかなきゃいけない。けども、便利さを優先することによって、それをどんどん広げていくというのは、非常に怖い面もあるなというふうに思うんですけども、そういう怖さというのは感じませんか、どうですか。

○市民安全部長（上戸理志） セキュリティ、自らしっかり管理するというのも大事ですので、今委員おっしゃられたキャッシュカード、それからクレジットカード等の管理と全く一緒でございます。他人にみだりに番号を教えたりせずに、しっかり管理しながら、自分でセキュリティを守るというのにも必要かと考えております。

○委員（落口久光） 井上委員おっしゃるのは、ごもっともだと思うんですが、個人的に思うのは紛失、暗証番号のリークとかいうのを考えると、生体認証機能付きの端末でちゃんとやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そっちのほうに集約するという考え方というのは難しいんでしょうか。

○市民安全部長（上戸理志） 利便性とリスクというのは、先ほどからあるように、これ表裏一体だと思いますので、全てを生体認証、顔認証という形に持っていくのは、国の方針と合致しているかということ、少し疑問もあるのかなというふうに考えております。

○委員（落口久光） 必ずマイナンバーカードの件も、ずっとこれで堂々巡りで、ずっと平行線の状態が続いています。

だから、1回そういうのを完全に払拭するようなことを国も含めて考えるべきかなと思うので、いいことだと思うんですよ。不正使用とか、保険

証もなりすましとか、いろんな問題が言われている中にあって、どうしてもペーパーレス化のほうに持っていけないというところで、ずっとその状態が続いているというのは国民にとっては不利益だと思うので、そうであれば、そっちのセキュリティとか、本人確認の部分をちゃんとしますよと、万が一スマホを持たれていない高齢の方もいらっしゃるんで、その方専用の生体認証つきの端末を与えてでも、やっても罰は当たらないから、そっちのほうはまだ行政の業務もスムーズに進むと思うので、実際やられているほうからの提案という形でいいので、もし可能なんだったら、そういうのも前向きにでも提案していただいて、国全体がそう動くようにしてほしいなとも思うんですけど、いかがでしょう。

○市民安全部長（上戸理志） マイナンバーについては、セキュリティ、それから活用について、6月の委員会のときもちょっと御紹介させていただきました。

市長会などのホームページ等で市長会の活動も出ていますので、今の御意見等も、基礎自治体、市町村を含めて、そういうような意見がまとまってくれば、国に対してのそういう声というのもあり得るんじゃないかなと思っておりますが、薩摩川内市単体でというのは、今のところは難しいかなと思っております。

○委員（落口久光） ぜひ、部長が取りまとめて集約できたらと思います。

あと、もうちょっと確認したいんですけど、先ほど携帯に暗証番号を入れていない人がいるって言われたんですけど、アプリのほうはちゃんと生体認証をしないといけないようにはなるんですよね。

携帯の端末は開けるけど、アプリでそれをちゃんとしようと思ったときに、そこでは必ず指紋照合とか顔認証をしないとイケないようになっているのか、携帯の設定で何も認証しないとすればアプリもそうになってしまうのか、そこだけは確認させてください。

○市民課長代理（中園 隆） 課長代理の中園です。一応アプリのほうは、マイナポータルというアプリを使用して、そこで電子証明書の登録をしていただきます。その際に、4桁の暗証番号を新たに作るんですけども、もともとスマートフ

ォンの機能で初期画面のロック機能が生体認証機能というのがありますけども、それがオフにしていらっしゃる方もいらっしゃると思います。

ただ、そのマイナポータルで4桁の暗証番号を登録していただいた後の、次のステップに「生体認証の登録もされますか」というステップに行きます。そこで「します」というとなると、また表の本体の生体認証機能の登録をしてくださいと促されますので、それで登録することによって初めて端末の基本の生体認証を使ったロックも併せてできるという仕組みになりますので。

その流れは選べるんですけども、生体認証を選ばなければ表画面もロックされない。画面で、結果的にはスマホを置いたときに4桁を入力するという仕組みにはなっております。

○委員（川添公貴） 今の質問等を聞いていると、そもそも論を教えてくださいんですけど、今の移動端末設備について、マイナンバーカードを持っている人が全部移行するのかって、これは任意なんですよ。個人の自由なんですよ。入れたくない人は入れなくていいし、ただ使えるようにならないというだけの条例改正ですよ。そこをもう一回。だから、入れたくない人は入れんでもいいって思っていたんだけど。

○市民課長（川崎朋子） 川添委員がおっしゃるとおり、スマホへの登録というのは任意になります。こちらのほう上位法の改正ということで、コンビニ交付を使っている自治体というのは、どこの自治体も条例改正を伴うものになりますので、条例改正した後、スマホへの登録というのは各自任意でしていただく形になります。もちろんカードでいいという方は、登録はされなくても構わないです。

○委員長（阿久根憲造） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（阿久根憲造） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）利便性が増すということと、一方でリスクも増えるという問題があるわけで、やっぱり印鑑登録証明書という大事なものの、私なんかはそんなに使う機会がないから、カードは家に置いて、印鑑登録証明書のカードを持って、それで必要なときに役所の窓口に行って発行してもらっているの、大抵の人はそんなに不便を感じていないんじゃないかなと思っているんです。

一方で、頻繁に使う人もおるかもしれません。頻繁に使う人がいるかもしれないけれども、そういう方のセキュリティの問題というのも考えた場合に、ちょっと不安を感じるところがあるので、反対して、本会議できちとした討論をしたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）議案第81号の印鑑条例の一部の改正については、先ほど説明がありましたように、あくまでも個人の任意であって、移動端末設備について強制的に移行するものではなく、個人の自由であるということ。

それから、セキュリティ問題に関しても本人が管理をすればいいだけの話であって、頻繁に使わないからどうこう、セキュリティがどうこうというのは、まずこの条例の趣旨からいって全くの間違いであって、やはり本条例が、上位法が改正されるに当たっての本市の条例の改正であるわけですので、原案のとおり進めていくべきだろうと思いますので、以上で賛成討論とします。

○委員長（阿久根憲造）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）これで、討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（川崎朋子）予算に関する説明書の24ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち市民政策調整費につきまして、4月異動に伴う人件費の歳出補正でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましても、同じく4月異動に伴う人件費の歳出補正でございます。

歳入はございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーカード問題については、今、本当に大きな問題になっているわけですが。

先ほどマイナンバーカードの普及率が83.3%ということで、やっぱりカードの申請が少し鈍化しているというお話でしたが、その原因として、やっぱりマイナンバーカードに対する不信感というのはないのかどうか。

返却を求めている方が、この間聞いたら、6月議会で2件というお話でしたが、現在のところはどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

○市民課長（川崎朋子）マイナンバーカード

の申請が鈍化しているのは不安からではないかという委員のお言葉でしたけれども、確かに不安があるから申請が少なくなっているという理由は全くないとは言えないと考えます。

しかし、先ほども少し申し上げましたが、マイナポイント第2弾の申込期限が2月末までで、申込期限の要件となるカードの申請期限というのが2月末というふうになっておりましたけれども、そこから3月、4月と目に見えて申請の数が減少をしていることを考えると、ポイントの申込み等による申請というのが少なくなった大きな要因ではないかと考えられます。

あとは、残っていらっしゃる申請をまだされていらっしゃらない方たち、したくないという方たちは別になりますけれども、申請をしたくてもできていない方たちについての掘り起こしといいますか、申請の促進というのも今後またちょっと検討をしていきたいというふうには考えております。

あと、カードの返納についてのお問合せでしたが、6月議会のときに部長のほうから、当時2件あるというふうにお答えをしたかと思えます。その後7月に1件追加で返納という方がいらっしゃいました。その後はいらっしゃいませんので、不安という理由で返納というのは今現在3件でございます。

○委員（井上勝博） マイナポイントがあるから、マイナンバーカードを作って口座とひもづけしたりとか、健康保険証とひもづけしたりとかあったと思うんです。

返納したらひもづけが抹消されるということじゃないわけですよね。1回登録しちゃうと、ひもづけしちゃうと、それがカードを返納したからといって、ひもづけがなくなるとか、そういうことは全くないわけですよね。

○市民課長代理（中園 隆） そのひもづけに関しては今二つあると思うんですけれども、まず、健康保険証としてのひもづけ、あと公金受取口座のひもづけ、その2点あります。

1点の公金受取講座につきましては、マイナポータル端末で外すことはできます。

健康保険証につきましては今のところ外すことができませんので、カードの返納をされた場合は、ひもづけはされたままなんですけど、あくまでもカードというものは、先ほどのコンビニ交付であ

ったり、あと医療機関であったり、それはあくまでもカードは一つの鍵として置きますので、その鍵を失うだけです。利用はできませんし、ほかの方が使うこともできなくなるので、ひもづけはされていますけれども、今後利用できない。

ただし、また、もしマイナンバーカードを再交付していただいた場合は、改めてひもづけせずに、保険証の分は、今のところはひもづけされた状態でまた利用開始できますけれども、口座のほうは任意でまた登録していただく形の仕様には今なっております。

○委員長（阿久根憲造） ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

委員外の議員の皆様、特にないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（森山勝男） 市民安全部資料の生活福祉委員会資料2ページを開きください。

まず1、令和5年度地域防災連絡調整会議質疑等集計になります。前回、6月の委員会で質問いただいた分の回答になります。

市内全52箇所分をまとめたもので、表にあるように質疑の内容を区分いたしました。合計で151個の質疑があり、これらは防災安全課で取りまとめ、関係各課に照会、回答を得た後、全庁的に共有を図っております。

質問を頂いた方々への回答は、詰所長から直接回答を頂いており、急を要しないものは来年度の会議で回答することとしております。

次は、2の第十管区海上保安本部長表彰伝達式開催についてですが、これは昨日、第十管区海上

保安部本部より延期の連絡があったところです。

受賞者の下野尚登様から電話で、急な用事ができて延期してほしいとの申出があったようです。次の日程は未定ですが、10月以降となる見込みです。

ここでは表彰の概要のみ説明させていただきます。

今年の5月24日に、下甌町長浜港東方沖約6キロの海上で発生した船舶火災で、救助を待つ13人の釣り客を漁船で救助し、長浜港へ搬送した功績を称え、表彰されるものです。

受賞者は、この漁船の船長で、鹿児島県水難救済会下甌救難所所属、漁船「鷹丸」船長下野尚登氏です。表彰は第十管区海上保安本部、本部長表彰です。

次に、前回、6月の委員会で井上委員から頂いた低空飛行情報について口頭で説明をさせていただきます。

県がまとめた鹿児島県内における低空飛行の現状は、過去3か年度で目撃情報が合計364回寄せられ、そのうち米軍機の可能性のあるものが合計333回となっております。

これらのうち本市の状況は、目撃情報が9回、うち8回が米軍機の可能性ありという報告でした。

県の担当も、九州防衛局に照会するときには、米国側に対し、住民に与える影響を最小限にとどめるようにと要請していることを確認しております。

また、市内の目撃情報については、場所や時間などはまちまちであり、その傾向を把握することは難しい状況です。御理解くださるようお願いいたします。

なお、これらの情報は、県のホームページに年度別、地域別の目撃情報が公開されておりますので御参照ください。

あともう一点、前回、帯田委員から頂いた質問への回答です。

今年度作成の防災マップの自治会未加入世帯への配布については、現在、コミュニティ課とも連携しながら配布の方法について検討を重ねております。マップの完成は来年2月末の予定です。

未加入世帯へは、来年度6月頃に全未加入世帯へ、自治会加入促進の案内を郵送する際に同封する案も検討しております。

なお、これには来年度の当初予算も関連することから、今後も継続して協議を進めていきたいと考えております。

議員のおっしゃったように、大切な情報を載せたマップですので、自治会未加入世帯への配布を前向きに進めていきますので、御理解いただきたいと思います。

最後にもう一点報告させてください。来月、10月6日金曜日になりますが、宮里町宮里公園入り口付近に建設中のコンテナ型ホテルが、全部で34室の客室を備えオープンします。これに伴い、ホテルを運営する株式会社デベロッパ様から、災害時における移動式宿泊施設等提供の協定締結の提案を頂き、10月2日に締結の見込みであることを御報告いたします。

それに伴いまして、10月3日にはホテルの見学会が行われます。

株式会社デベロッパ様は、地元住民の皆様や市議会議員の皆様にも見学会の案内をしたい旨の御意向をお持ちです。昨日、この案内文書が議員皆様のタブレットにも届いていることと存じます。ぜひ御検討くださいますようお願いいたします。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 低空飛行について、市内では9回、これは3年間ということですね。9回通報があって、8回が米軍機であろうというお話です。

私の家の上を飛ばなくなったので、私は通報しなくなったので、そこらがあったような気がするんですけども。前は頻繁に私の家の上を飛んで、失礼なことだったわけですけども。

この9回目撃されて通報するということについては、市民の人が通報するということについては、あまり通報してくださいというふうになっているのかなと。それらが市民には周知されているのかなというふうに思うんですけども、そこはどういうふうな、周知はどういうふうに行われているんですか、通報してくださいということについては。

○防災安全課長（森山勝男） 現在、積極的に米軍機を見かけた市民の方々に通報を促すような広報というか、そういったものは今はしておりま

せん。

○委員（井上勝博） やっぱり心配するのは、市街地の上のちゃんと高度が守られているのかどうかというのが心配されるわけです。

やっぱり訓練ですから、万が一のことも考えられるわけで、最近では鹿児島市上空でもオスプレイを飛ばしているケースというのが目撃情報があるわけです。オスプレイは、御存じのようによく落ちる戦闘機ということで、この間もまた墜落する事故が起こったみたいなんですけども。

やっぱり市民の安全を守るためにも、こういう低空飛行は危険なわけですから、米軍にやめさせなきゃいけないわけですので、周知をして、そういうことがあったら防災安全課に御連絡くださいというのを、例えばホームページに載せておくとか、広報でも出すとかいうことはやっぱり必要ないんじゃないかなというふうに思うんです。

やっぱり、墜落事故が起こったりした後に、そんなこと起こらないように思うんですが、後では遅いわけですから、その辺についてはどうお考えですか。

○次長（危機管理担当）（遠矢一星） 今の件につきましては、一応、県のホームページのほうには、低空飛行等に関する目撃情報がありましたら、様式で出していただくか、お電話にて御連絡をくださいというのが、この情報公開の部分にも書いてありますので、また、市の広報の在り方としては、今後、我々も研究させていただければと思います。

○委員（井上勝博） 県のほうでもそういうふうになっているわけですので、やっぱり、市も積極的にやって、市民の安全を守るということはやっていただきたいと思うんです。

それから、自衛官の除外申請が今年から始まりましたけれども、結果的に締め切ってから数件だったと思うんです、除外申請が。ちょっと、それが、ひとつ何件だったかもう一回確認したいのと。

それから、来年もあるわけですが、来年の3月からこうするとかっていうのではなくて、高校生全体に関わる問題ですので、やっぱり高校生に、今のうちからそういうふうになっているんだと。

もちろん高校生みんなが、いや私は自衛官になりたいとは思わないから除外申請はするつもりはありませんみたいな人も中にいらっしゃるわけで

すから、それはそれでいいんだけど、少ない方でも、私の名前を勝手に出さないでほしいという方については、やっぱり、きちんとそういう人たちが除外申請ができるようにしておく必要があると思うんですが、その辺については御検討していただいているんでしょうか。

○防災安全課長（森山勝男） まず、今年度の除外申請をされた方ということで、再度ということでしたけども、男性が1名、女性が2名、計3名の申請がございました。

さらに、来年度に向けて、そういう除外をしてほしいという方への周知も含めてということですね。

もちろん井上委員がおっしゃるように、そういう方もいらっしゃることは今年度の調査でも分かっていることですので、積極的にというか、ホームページや、そういう媒体を通じて広報をしていくことは考えております。

○委員（井上勝博） 私も、このシールアンケートを取ってみて、意外に除外申請をするつもりはないという方が多いことは確かにそう。だけど、分からないという方もたくさんいらっしゃるし、除外申請したいという方もいらっしゃる。

だからそういう人たちの個人情報ですので、やっぱり大事に扱っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員（帯田裕達） これは、今日は資料はないんですけど、薩摩川内市の避難所で、避難所に適さない避難所というのが30何か所、特に甕島に多いと思うんですが、そういうところの改善を進めていかれる予定があるのか。

例えば予算請求をして、ここがこのままであるということは、生命財産を守るとのことの基本です。

避難所から避難所に避難しなきゃならないというような場所もあると思いますし、例えば、今適している避難所に対しても、様式トイレの件とか、空調の件とか、コミュニティセンターとか学校関係が多いと思いますが、その辺も再度調査して、適さない場所は適する場所に移すか、再度その辺を検討していただいて、一刻も早くそういうことを予算を取って改善、改良してほしいと、ここはどのような考えでいらっしゃるかお聞かせください。

○防災安全課長（森山勝男） 帯田委員の質問でございました。

この危険な立地のある避難所については、以前からそういう議論があったということは承知しております。

おっしゃるように危険な場所にある避難所というのは、そこに避難された場合、そういう危険が生じるということは分かり切っておりますので、年度ごとにそういう避難所をできるだけ廃止というか、そういうほうに進めていっているところですが、その代替りの避難所がないとなかなかというところもありますので。

今、委員がおっしゃったように、予算を取って新たな避難所を建設するとか、そういったことにも行く行くはなっていくのかなと思いますので、今後も、また、時間的余裕もそんなにあるとは思っていないんですけども、なかなか一気にというのが難しいところもありますので、課内でも関係部局とも図りながら、少しずつでもいいので、そういうのを進めていきたいと考えているところです。

○委員（帯田裕達） 現在もその適さない危険な場所に避難させているんですか。

○次長（危機管理担当）（遠矢一星） 特に甌島なんですが、イエローゾーン、レッドゾーンの中にある避難所もございました。

これは一度整理しまして、今は運用上で一次避難所、二次避難所、それから長期避難所という形で、運用を分ける形で、最初に避難するところ、その後に関けるところ、災害が終わってから、そこがあればというか、被災していなければ長期避難に活用するところというふうに、運用上で今現在分けているところです。

ただし、先ほど課長のほうからもあったとおり、特に甌島の場合は、人が住んでいるところがある程度いろんな網がかかっています。山間地であったり、イエローゾーン、レッドゾーンであったりというのがありますので、そういったことも検討しながら、さらに運用、もしくは避難所整備については検討していきたいと思います。

あと、トイレに関しては、現在、毎年2か所ほど改修工事を行いながらしているところです。

○委員（帯田裕達） これ、私、何年か前に質問したときも全く同じ回答で、全然進んでいないと

思うけど、さらに、やっぱり、今の危ないところは甌島が多いんだけど、本土も含めてスピード感を持ってしてください。

年度的にというような問題でもないと思うんですけど、その辺を予算請求もしていただいて、なるべく早くそういうことは解消していかないと、薩摩川内市は大丈夫ですかとかなりますから、大丈夫ですか。教えてください。

○次長（危機管理担当）（遠矢一星） トイレの改修に関しましては、一旦、来年度で計画的なものとしては終わる予定です。

その後は、またいろいろな、経年劣化等もございますので、いろんな要望を伺いながら、より快適な環境といいますか、整備ができるように意見を聞きながら進めていきたいとは思っています。

○委員（帯田裕達） 危険な避難所についてはどうですか。

○次長（危機管理担当）（遠矢一星） これは先ほども、今、答弁しましたけれども、一旦、運用上で一次避難所、二次避難所という形で、その次使えるようならまた使っていくという形で、運用を分けていってございます。

これについても、一度そういった整理をしながら、本当に新しい避難所整備というのができればいいのかもしれないんですけども、地理的なものでも、人が住んでいらっしゃるところに、なかなか新しい避難所整備というのも難しいところもございまして、今の運用をまたさらによくするように見直すことは検討していきたいというふうには考えております。

○委員（帯田裕達） じゃあ、早急に急いでしていただきたいと強く要望しますので、お願いします。

○委員（井上勝博） 今、トイレの話がありましたが、学校施設を避難所にしてしているところというのは、その避難所の中で割合というのはどのくらいあったんですか。

○防災安全課長（森山勝男） 全避難所に対する学校が避難所になっている割合というのは、数的なものはちょっと出しておりませんが、学校の体育館とか、そういったところは、ほとんどが避難所にはなっていると考えております。

○委員（井上勝博） 学校のトイレが、様式化が遅れているというのが、一般質問でも6月議会で

取り上げられていて、かなりまだ遅れていると。

改めて文部科学省のデータを調べてみたら、県内19市の中で下から5番目、15位なんです。その様式普及率が。だけど、その中で体育館の部分だけはどうなのかちゅうのは、そこまでは見ていなかったんですけれども。

県のほうは公立の学校施設では様式化が100%、県はそうしているみたいですね。しかし、薩摩川内市の場合は相当遅れているという現状があるようです。

学校教育課の問題と併せて、しかし、避難所になっているちゅう問題ですので、やっぱり、どういふうにそれに関わればいいのかどうかよく分かりませんが、研究する必要があるんじゃないでしょうか。

○防災安全課長（森山勝男）井上委員のおっしゃるとおりだと思います。

なので、学校教育課とも施設の部分と避難所の部分と両方考えていかなければいけないところで、研究してまいりたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外の方はよかったですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、原子力安全室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からは報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）一般質問の中で、原子力の安全協議会というのを今月中にやるんだというお話だったんですが、日にちは決まっていると思うんですが、いつですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今ございました薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会につきましては、今月の13日水曜日の13時半から消防局のほうで開催いたします。

○委員（井上勝博）関心があるんですが、傍聴できるんですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）はい。傍聴についてはできます。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外からもよろしかったですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）以上で、原子力安全室の審査を終わります。

ここで、休憩いたします。再開はおおむね13時15分とします。

~~~~~

午後0時02分休憩

~~~~~

午後1時15分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △環境課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は環境課の審査に入ります。

---

#### △議案第82号 財産の取得について

○委員長（阿久根憲造）議案第82号財産の取得についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）議案第82号財産の取得について説明いたします。

議会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由は、本会議において市民安全部長が説明いたしましたので省略いたします。

今回の財産取得については、現在、上甕クリーンセンター及び下甕クリーンセンターに配備してあります甕島地域の可燃ごみを川内クリーン



センターへ搬出する大型じんかい車両の更新に伴い、財産を取得するものでございます。

財産の名称は大型じんかい車両で、数量は2台、取得価格及び取得の相手方につきましては記載のとおりでございます。

財産概要を御覧いただきたいと思います。積み込み方式は圧縮押し込み式、全長は約10メートルの大型車両になります。排気量は9,839cc、総重量が約22トン、最大積載量は7.2トン、乗車定員は2名となっております。

納期につきましては、特殊車両であり、架装部分、トラックの荷台の上の部分になりますが、製作に時間を要することから来年度になる見込みでございます。

しかし、現在仮契約中ですので、今回の財産の取得の議決をいただいた後、本契約を結び、今年度中に繰越明許費の予算措置をお願いして、変更契約を結ぶこととしております。

資料の下の方には、車両のイメージ写真を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これまで説明はされていたのかと思いますが、今までとすると大型になるということになるのですか。

○環境課長（奥平幸雄）今、使用しておりますものは10トン、同じ型というか、同じ容量になります。

○委員（井上勝博）ごめんなさい、じゃあ老朽化のために車両の交換ということですか。

○環境課長（奥平幸雄）当初、最初に、平成25年に導入しております、もうかれこれ10年経過しております、甕島地域から本土のほうに貨物船で運ぶ関係で、潮の関係で大分、塩害の関係で傷んでおりますので、老朽化というもの併せて、今度、車両の更新ということにしております。

○委員長（阿久根憲造）ほかに、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △議案第95号 薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）議案第95号について説明いたします。

一般会計補正予算の採出について説明いたします。

予算に関する説明書の34ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費166万6,000円の増は、職員の異動に伴う給料費の調整によるものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地球温暖化担当課長（原 暢幸）それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の市民安全部の部門の3ページをお開きください。

薩摩川内市SDGsイノベーショントライアル

サポート事業について説明いたします。

現在、環境課では、薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート採択事業で、継続支援中の事業1件と、8月16日審査において採択された新規事業2件を支援することとしており、その事業の内容について御説明いたします。

1件目でございます。トイレタリー製品のプラスチック包装容器の資源循環促進に向けた分別回収モデルの実証1件です。

この実証実験は、本年4月から開始され、現在継続中です。

事業者は、花王株式会社と株式会社ナカダイで、実施期間は来年、令和6年3月31日までとなっております。

協力自治会といたしましては、鶴峯、大明神、喜入の3自治会で、液体石けんやシャンプー、洗剤等のボトルや詰め替え容器類を自治会ルートで回収し、トイレタリー製品であるかどうか、容器等の汚れ具合はどうかなどの項目を調査し、同じ製品へのリサイクルができるような分別回収モデルの確立を目指すものです。

回収量の実績になります。

7月23日回収分までで、3実施会への合計209.5キログラムが回収され、現在、調査項目に基づき調査がなされているところです。

また、8月末を回収期限としてアンケート調査が実施されているところです。9月中には集計を完了する予定となっておりますので、集計結果が出ましたら改めて御報告させていただきます。

2件目は新規事業です。廃棄アルミ鍋類を利用した鍛金造形です。

事業者は、樋脇精工株式会社。

実施期間は、本年11月1日から令和6年4月30日までです。

事業概要といたしまして、鍛金技術により、廃棄や保管されている、いわゆる使われていないアルミ鍋や容器類から甲冑面、それから鈴などを作成し、資源循環を促すことでごみ減量化を目指すというような内容でございます。

それから3件目です。これも新規分でございます。

廃食油資源循環促進に向けた分別回収モデル実証実験です。

事業者は、サーキュラーパーク九州株式会社。

実施期間は、2件目と同じ、本年11月から令和6年の4月30日までです。

事業概要といたしましては、家庭系の廃食油を適切な方法で回収した上で、バイオディーゼル燃料に生成し、域内資源として使用可能な仕組みづくりを行い、将来的な地産地消の地域完結型サーキュラーエコノミーの実現を目指すために、回収量それから品質などの測定分析を行うというものでございます。

1件目については、継続的に協力自治会等との連絡調整等の支援を図りながら、2件目、3件目においては、今後協力をいただきたい自治会等への協力依頼等、予算を伴わない部分で支援を行うこととしております。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（中島由美子）** 昔々、バイオディーゼル燃料ということで、廃食油を集めてやっていたことがあったと思うんですけども、それとの整合性というか、違いとかあるのでしょうか。御存じないですか。

**○地球温暖化担当課長（原 暢幸）** ごみ処理の中で廃食油を集めてということで、バイオディーゼル燃料を生成するような事業についてはちょっと私の記憶の中ではないんですけども、昔に給食センターの車にバイオディーゼル燃料が使われていたということは聞いております。

**○委員（中島由美子）** 今、1か所、私が知っているところは、家庭系の廃食油を集めているところがあるんですけども、適切な方法とあるんですが、どのような方法で、普通、皆さんどうされているか分かりませんが、固めたりいろいろして家庭ごみで、燃えるごみで出しているんです。

それを適切な方法で回収するというのは、燃えるごみが減るところでいいのかなと思ったり、さらに違うものに使っていくというのは、今の時代に合っているのかなと思うんですが、集める方法というのはどのようにお考えなのか。ある程度、考えておられるのか、お示してください。

**○地球温暖化担当課長（原 暢幸）** 集め方につきましても、今、事業者のほうとどういう方法で集めるかということまで含めて検討をしながら、

協力いただける自治会へ今後、依頼をしていく。

その中で決まった方法、いわゆる何らかの形のボトルでの回収にはなと思うんですけども、どういうボトルを使うか、どういう容器を使うかということも、詳細を今後進めていって、その中で一番いい方法を見つけていく、効率的な回収方法になるのかどうかということも検証されていくと思います。

事業期間の中で、その回収方法ももしかしたら変わる可能性も、当初の予定とすれば最終的には変わることもあり得るというふうに考えております。

効率的な回収それから効率的に生成できるようなものを集めるという、そういう結果が出ればいいなというふうには思っております。

以上です。

**○委員（中島由美子）** 油というか、天ぷらとかをするときを使う油の処理というのは、家庭でも大変、私自身は苦勞しているかなと思うんです。

すごくきれいに処理できていかない気がしているので、何かしらいい方法で回収していただいて、それがまた何かの役に立つというのはいいことかなと思います。気軽に集めてくださる方法というのが大事なのかなと思います。また、保存なんかも結構難しいです。

家庭の女性が大概されている料理だと思ってしますので、その辺りをよく考えて、適切な方法をしてくださるといいと思います。よろしくお願いします。

**○委員（落口久光）** すみません。今の件なんですけど、実施期間が今年の11月から来年の4月となっているので、事業計画みたいなものの中に、もうちょっと詳細とかないのかなと、ちょっとふと思ったんです。

今の回収の方法が今から検討とか言われていまして、もう9月なんで2か月で実施スタートです。それで、半年くらいしかない。

そうであれば、もうちょっとそこははっきりしてないとうまく行くんかいなって思っちゃうところ。

それと、気になるのが、家庭用で使う油っていろいろあるじゃないですか。サラダ油もあればごま油使っているところもあったりとか、もうしっちゃんかめっちゃかしていいのか、分けないといけ

ないのか。

その辺も含めて、どういう計画になっているのかお示しいただきたいと思います。

**○地球温暖化担当課長（原 暢幸）** 提案の中では、一定のペットボトル等を利用して排出していただき、自治会の資源回収ルートを通じて回収を行うことを今、検討されていらっしゃいます。

それと対象の廃食油についてですけども、動物系の油脂ではなく植物由来の油を回収するというふうに聞いております。

**○委員長（阿久根憲造）** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外の方、よろしかったですか。

以上で、環境課の審査を終わります。

---

△税務課及び収納課の審査

**○委員長（阿久根憲造）** 次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第83号 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定について

**○委員長（阿久根憲造）** まず、議案第83号、薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○税務課長（川畑 央）** 議題に関わります議案は、議案綴りその2の83の1ページからとなっております。

説明につきましては、議会資料を用いていたします。

市民安全部提出の議会資料の4ページを御覧ください。

1の概要でございます。

現行の条例が来年1月4日限りで失効することに伴いまして、更新のため条例を制定しようとするもので、第5期となります。

第4期との比較を表にさせていただきます。

納税義務者は、発電用原子炉の設置者である九州電力株式会社。

課税客体は、毎年4月1日を期準備といたしまして、貯蔵されている使用済核燃料集合体。

課税標準は、1原子炉につき157体を超えて貯蔵されている使用済核燃料集合体の数量で、これらは変更ございません。

なお、直近の今年度の課税実績では、1,978体に課税したところです。

税率は、使用済核燃料1体当たり27万円から29万円に引き上げる内容となっております。引き上げの理由は、今後、見込まれる原子力防災等に関わります財政需要に的確に対応する必要があることを念頭に、納税義務者との協議で決まったものでございます。

課税期間は、これまで同様、施行日から5年を経過した日に効力を失うこととしておりまして、令和6年度から同10年度までの5年間です。

2、施工期日等です。

使用済核燃料税は法廷外の税目であり、条例制定について総務大臣の同意が必要であることから、附則第1条で総務大臣の同意を得た日から起算して3か月を超えない範囲で、規則で定める日から施行すると規定したところでございます。

なお、総務省の標準処理期間は、おおむね3か月とされています。

3、税収見込みです。

川内原子力発電所からの搬出がないという前提で、5年間で約30億円を見込んでおります。

4、使用済核燃料税の使途です。

法廷外普通税であるため、使途の制限はございませんが、原子力発電所の立地に伴って実施する防災対策事業、民生安定対策事業等の財源として資するものと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）原子力対策特別委員会の去年の12月の使用済核燃料を見ると、使用済燃料は2,292ということになっているんですけど、これは1,978体ということで、ちょっと時間差があるからなんだろうが、課税される使用済核燃料というのは何年度というふうに、今、言われた1,978体というのは、いつの時点の燃料なんだろうか。

○税務課長（川畑 央）最新の令和5年度です。

なお、課税客体は、1炉心当たり157本を減

じたものが課税客体となっております。なので、314を引いた数が課税客体となっております。

○委員（井上勝博）ちょっと、今すぐ理解できなくて、使用済核燃料の貯蔵量そのものが課税対象になるんじゃないかと、314を引くというのはなぜなんだろうか。

○税務課長（川畑 央）外に持ち出すとしてもすぐには持ち出せず、冷却期間が必要ということで、導入時において、冷却に約5年ほどかかるのではないかとということで、1炉心を引くというような税の制度になっております。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第95号 薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（川畑 央）歳出予算に関わる補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の26ページを御覧ください。

2款2項1目税務総務費は、4月の人事異動等に伴う職員給与費の増額です。

同項2目賦課徴収費のうち、賦課徴収事務費は、市県民税に関わります共通納税対応及び森林環境税対応のための基幹系システムの改修業務の委託

料の増額です。

徴収管理費については、収納課から説明いたします。

○**収納課長（国分 修）** 収納課分の予算について説明いたします。

徴収管理費につきましては、先ほど税務課長が説明したとおり、共通納税に対応するための収納課分のシステム改修に係る委託料を増額するものであります。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○**委員長（阿久根憲造）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○**委員（井上勝博）** ほかの自治体ですけれども、太陽光発電の事業者が増えている関係で固定資産税が増えているというふうに聞いているんですが、薩摩川内市の場合は太陽光発電事業者との固定資産税は増加傾向にあるのでしょうか。

○**税務課長（川畑 央）** 太陽光発電設備につきましては、平成20年後半ぐらいに一気に増加した経緯がございまして、当時、償却資産が一気に跳ね上がったという経緯がありました。

それと、太陽光発電設備を設置するに当たって、田畑等が雑種地に替わって、土地に関わる固定資産税が増加したというのはございましたが、その後、国策等で償却資産に関わる特例等が期限を迎えたこと等ございまして、最近は鈍化しているような傾向にあると考えております。

○**委員（井上勝博）** これは、恐らく駄目だというふうに言われるかもしれませんが、一般質問で言ったように、出力制御、代理制御調整金という形で、ひどい場合は半分ぐらい収入減になっているという実態があって、大変困っているわけなんです。

そういった収入源があった場合に、税としては何らか、例えば減免の措置を取るとか、そういうことはあり得ない話でしょうか。

○**税務課長（川畑 央）** 著しくいうのがどの程度かにもよりますが、収入が減れば、課税がそもそもかからないと思っております。

いろんな税目がありまして、収入源を基にした固定資産税の減免については、国保税と市民税はあるんですけども、固定資産についてはちょっと把握していませんが、資産を有する以上は、税の性質上、資力があるとみなされるのではないかと。

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外の方、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

#### △市民健康課の審査

○**委員長（阿久根憲造）** 次は、市民健康課の審査に入ります。

---

#### △議案第95号 薩摩川内市一般会計補正予算

○**委員長（阿久根憲造）** まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**市民健康課長（久保淳一）** 歳出予算から説明しますので、第7回補正予算に関する説明書の34ページを御覧ください。

4款1項1目の保健衛生一般管理費は、4月の職員の人事異動等に伴う給与費等の減額補正でございます。

同じく地域医療対策費につきましては、寄附金受入れによる基金への積立て及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、2目すこやかふれあいプラザ管理費でございます。

すこやかふれあいプラザ、川内保健センターでございますけれども、そこにおける外灯及び照明設備の修繕に係る増額補正でございます。

同じく保健センター管理費は、樋脇保健セン

ターにおける雨漏り修繕及び浄化槽中継ポンプ用の制御盤の取り替え修繕に係る増額補正です。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、同じく18ページを御覧ください。

19款1項3目1節保健衛生費寄附金は、先ほど説明いたしました基金積立として3団体からの寄附金の増額補正であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

川内看護専門学校学生確保促進事業について、入学生の確保対策としまして、令和10年度まで3,240万円を追加しようとするものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第98号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第98号令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）歳出予算から説明いたしますので、第7回補正予算に関する説明書の86ページを御覧いただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費は、職員の人事異動等に伴う給与費等の補正、及び下甕手打診療所におけます給食用リフトが故障したことによります取替え工事等に要する増額補正でございます。

次の87ページを御覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費は、甕診療所の医療機器整備に対しまして、公益財団法人からの御寄附4,394万2,000円を財源としまして、5診療所の医療機器を整備するための増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、同じく84ページを御覧ください。

6款1項2目医療費寄附金は、今ほど説明いた

しました公益財団法人からの寄附による増額補正でございます。

次の85ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、先ほど説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（久保淳一）保健福祉部の生活委員会資料の10ページを御覧いただきたいと思います。

今回、市民健康課としましては、5項目ほど報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1、仮称でございますが、上甕島診療所基本構想・基本計画策定の進捗状況等についてでございます。

さきの6月議会におきまして、目的、概要、そして検討委員会を立ち上げまして、地区コミュの代表、医師などの意見を基に、基本構想・基本計画を策定する旨、説明をさせていただいたところでございます。

7月の検討委員会では、候補地の選定、平面図の検討を行ったところでございまして、9月の検

討委員会におきまして、検討委員会としましての基本構想・基本計画を決定し、上半期の基本設計につなげていく予定であります。

なお、12月議会におきまして、基金設置条例を提案させていただきまして、令和8年度の開所に向けまして準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の下齲歯科診療所の移設についてでございます。

現在、下齲青瀬診療所の2階に歯科診療所がございますけれども、年配の方など、階段の上り下りなどで不便で、地元のほうから要望もあったこともありまして、今回、下齲長浜診療所内の入院病室部分を改修いたしまして、10月から長浜で歯科の診療を開始するものでございます。

工期につきましては、来週11日までであり、レントゲンなどの引っ越し作業も先月末から併せて実施しているところであり、その間は現歯科診療所は休診とさせていただいております。

ただ、急患等の場合は、上齲診療所や鹿島診療所への紹介、及び応診等での対応を今のところ考えているところでございます。

なお、来月2日には開所式を行いまして、診療を開始する予定でいるところです。

次に、3の下齲手打診療所の人工透析治療体制の変更についてでございます。

本年6月から下齲におきましても、民間の調剤薬局が開局をいたしまして、院外処方が始まったところでございます。

それに伴いまして、これまで看護師が担っていた院内での調剤業務等などが軽減されたことによりまして、これまで週3日、1日5人受入れで対応しておりました人工透析を、おおむね午前9時から13時、それと昼からの14時から18時のツーサイクルとしまして、最大で10人の受入れ体制に移行させていただいたところでございます。

現在は、1日6人を受け入れて対応しておりますが、今後の受入れに際しましても、適宜対応をしていきたいと考えているところです。

資料は11ページを御覧いただければと思います。

四つ目の、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種についてでございます。

現在、接種を行っております令和5年春開始接

種が今月19日まででありますけれども、今月20日からは令和5年秋開始接種としまして、接種を開始させていただくことになります。

来年3月31日までの接種期間で、生後6か月以上の方が対象となります。

65歳以上や基礎疾患をお持ちの方などにつきましては、多い方で、今回で7回目の接種となるところでございます。

使用するワクチンにつきましては、XBB.1系統の1価ワクチンを使用することになりますけれども、まだ1回も接種されていない方、それと初回接種の方にもなりますが、その方々も、普通は従来株とかなんですけれども、XBB.1系統の1価ワクチンを接種することになります。

今後、来週から随時、接種券を発送していきまして、医療機関での個別接種や集団接種において接種を進めていく予定であります。

なお、本日夜、ワクチン接種調整会議を開催いたしまして、秋開始接種における接種体制など御協議いただくことにしておりますけれども、会議を受けまして、また議員の皆様及び市民の方々へも周知をさせていただきたいと思っております。

最後に、五つ目の産後ケア応援券、つんPayの利用開始についてでございます。

これまで、申請及び応援券の支給など、紙ベースで対応しておりましたけれども、今月1日からつんPayアプリを利用しましての申請及びサービスを開始することとしたところでございます。

現在、本市としましては、県内20の事業所で産後ケア応援業務を行っていただいておりますけれども、そのうち19事業所でつんPayを取り扱っていただいております。

なお、9月1日、早速1名の方から利用の申請をいただいたところでございまして、昨日現在、12件の申請があつて、申請者に対しまして電子版の応援券を付与したところでございます。

今後におきましても、利用者の利便性及び負担軽減が図れるよう、産後ケアの充実に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）本会議でも、阿久根委員が

新型コロナの問題で質問をされていらっしゃるんですけども、私を含めて警戒感がかなり薄まってしまって、実際には、この間、樋脇の学童に行ったら、コロナの感染者が多数のために休所されていて、また施設でも感染者が出ているという話も聞いております。

やはり、警戒心をつくるという点では、前は市内に何人いるから、増えつつあるから警戒してくださいというふうにあったのですが、本当にこれでいいんだろうかという気がしているのですけれども、その辺の警戒心を持ってもらうためにも、やっぱり今、市内で増えつつあるのか、減りつつあるのか、そういったものというのはいくつか情報は必要なんじゃないかなというふうな気がするのですが、その辺についての考え方がまだ、いま一つ、国の考え方がよく分からないのですけれども、市の考え方を教えていただけますでしょうか。

**○市民健康課長（久保淳一）** 今、感染につきましては、お盆の頃は若干、鹿児島県とか川薩自体は落ちてきてまして、ちょっとそれが明けたら若干上がりました。

そしてまた、先週については、若干下がったということで、ちょうどこう、波を打っている感じでございますけれども、そういう感染状況については、ホームページ等で今のところはお知らせをさせていただいているところです。

またあと、6月から7月にかけて、ちょっとインフルエンザが流行った頃についても警報とか注意報が出ましたので、そのときにはその注意喚起ということでさせていただきましたので、また感染状況を見ながらホームページ等で、ちょっと分かりやすい工夫もさせていただきながら、周知をさせていただきたいと思っております。

**○委員（井上勝博）** 医療機関はどういう状況だというのは、その中でつかんでいらっしゃるんですか。

**○市民健康課長（久保淳一）** 今、感染状況については、定点からの報告ということで、どこの医療機関がどれだけというのは、ちょっと把握はしていないところでございますけれども、市内でどれぐらいのという感染状況ということは、特に医療機関がどこというの、ちょっと把握はしていないところでございます。

**○委員（井上勝博）** そういう点で、医療者がど

うなっているのかなとかというの、やっぱり市としてもつかんで必要な警戒心を持ってもらう努力というのは必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○委員（中島由美子）** 上甕の診療所の基本構想や基本計画策定が進んでいると思っておりますが、さっき消防の説明というか所管事務の中で、産科救急が年間40件というのがあって、看護師さんたちの講習を受けられて、救急救命士の人たちがいろいろ対応する研修をされたみたいなんです。

この40件が多いとか少ないとかは分かりませんが、甕島には産婦人科がない状態なんですけど、いろいろ本土側に出てちゃんと対策はされているけれども、この救急で運ばれるというのがいかなものかなとちょっと思うんですが、甕島の中に産婦人科が入る予定があるのか、そのあたりは、いろいろな科が入ってくれることを願うんですが、何か状況があれば教えてください。

**○市民健康課長（久保淳一）** 今の段階では、産婦人科がということはまだ決まっていないですけれども、今、妊婦の方々については甕島から来たときに補助を出しておりますので、当分はそれを充実させていただければと思います。

あと、ドクターヘリとかそういうので対応があると思いますが、よほど緊急の場合、引き受け、それもあるかなと思っています。

**○委員（中島由美子）** 昔々、防災ヘリで運ばれた方がいて、待つのも大変だったし、運ばれていったのも大変で、無事に出産はされたんですけど、それがいいとか悪いとか言いませんけど、いろんな体制があるなというのは分かります。そして対策も取っていただいて、皆さんちゃんと安全に産んでこられているんだと思っているんですが、できましたらしっかりと島内にいらっしゃればと。

ちなみに、ドクターコトーは出産の手助けもされていたと聞いています。何人か、取り上げたという話もあるので、お医者さんたちもちょっと難しいのか、そのあたりは専門でしょうから分かりませんが、そうやって島内で安心して分娩ができるのがやっぱり理想かなと思いますので、よく検討していただいて、しっかり、少ないかもしれないですけどお願いしたいと思います。

**○委員（犬井美香）** 本市の自殺者数とか、市民のそのような相談窓口というのは市民健康課で大



丈夫ですか。社会福祉課のほうになりますか。数字は市民健康課。

○医療対策監（古里洋一郎）自殺者対策につきましては、計画を策定しましていろいろ関係課でいろんな対策等を協議しているところです。

具体的な計画につきましては、社会福祉課のほうで策定しておりますけれども、ただ、相談とかにつきましては市民健康課のほうでも、いろんな方がいらっしゃいますので、子育ての方とかいろんな方がいらっしゃいますので、相談件数を今、確認しておりますので、いましばらくお待ちください。分かる範囲でお答えさせてください。

○保健師統括担当課長（井上聡子）市民健康課のほうでは、心の健康相談ということで、純心大学の臨床心理士の先生が相談に携わっていただいておりますけれども、月に1回予約を取って相談を実施しております。令和4年度は15件の相談がございまして、今年度令和5年に入ってから現在6件の対応をしているところです。

○副委員長（犬井美香）臨床心理士の先生が対応してくださっているということで、今日の新聞にも厚労省からということで、市町村の心の健康支援強化というところを、今後力を入れていくということだったんですけど、専門職数、保健師も含むんですけども、本市には精神保健福祉士も含めてどのような人数がいらっしゃるのかというのを専門職ごとに教えてください。

○保健師統括担当課長（井上聡子）まず保健師ですけども、今、市民健康課、川内保健センターのほうには、正職員で15名の保健師、それから会計年度の職員で6名の保健師で、計22名で対応しております。

それと、本年度から1名臨床心理士の採用を正職員で行いまして、先ほどの心の健康相談だけでなく、各事業において、お母さん方と接するとき、それから生児の方と接するとき、全てにおいて心の健康相談も含めた相談対応というのをとっているところです。

○副委員長（犬井美香）精神保健福祉士はいないということですか。

○保健師統括担当課長（井上聡子）はい、臨床心理士と公認心理士を持っている職員になります。

○副委員長（犬井美香）自殺者対策基本計画

というのは社会福祉課のほうを持っているということで、ここの市民健康課との連携というところはすごく必要なかなというふうにちょっと感じています。

今日の新聞の中にもあったんですけども、やはり相談をした方々が各課とかの、たらい回しにされるようなことがあってはいけないようなことも書いてあったので、もちろんそこが本当にあってはならないというところで、市の連携体制というのは、きちんと今後もまたつくっていただけるといいのかなというふうに感じていますので、よろしくお願いします。

○委員（帯田裕達）薩摩川内市で献血者数はどれぐらいあるのか。直近の二、三年でもいいですので、よう放送でA型が足りないとか放送があるわけですが、薩摩川内市でどれぐらいあるのか教えてください。

○市民健康課長（久保淳一）昨年度でございますけれども、献血の状況でございます。

市民献血は12回いたしまして747人。それと、企業のほうでも献血をさせていただいておりますので、それが72回で2,261人です。全体では84回の3,008人ということで、これについては、県内の状況でも高い状況ということで、意見はいただいております、ちなみに令和元年度ですけども、全体で2,688人でしたので、300ちょっとぐらいは増えている状況でございます。

これについてもいろいろとライオンズクラブさんとか、諸会さんとか、御協力いただいております、あと、県の赤十字血液センターとまた協力しまして、今年度も充実に努めていきたいと思っております。

○委員（帯田裕達）非常にいいことですので、またこの推移をもうちょっと上げていただくようによろしく申し上げます。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△社会福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一朗）それでは、補正予算議案第95号について説明いたします。

歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の30ページを開きください。

3巻1項1目事項社会福祉管理運営費ですが、給与費等につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整になります。

歳入についてはありません。

○委員長（阿久根憲造）当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○社会福祉課長（紙屋一朗）委員会資料で説明したいと思います。

委員会資料の2ページをお開きください。

6月の本委員会でも口頭で説明いたしましたが、本日はスケジュール等について資料ができましたので、再度資料に基づき説明したいと思います。

薩摩川内市自殺対策計画の改定についての説明です。

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づくもので、本年度が計画の見直しになっており、計画の期間は令和6年から令和10年の5年間にあります。

改定に当たりましては、保健医療関係団体、福祉関係団体等で構成する薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会と、庁内の関係箇所で作成する自殺対策推進会議に諮ります。

また、計画には年代別無作為抽出による市民3,000人を対象にアンケート調査を行い、自殺対策の意識・ニーズ等を把握し、計画に反映していく予定であります。

今後の予定では、アンケート調査の結果を踏まえて、計画の素案を策定し、推進会議、ネットワーク協議会に諮り、その後、庁内の政策会議で提案・審議を経て、パブリックコメントを実施します。

その後、再度、庁内の政策会議の審議を経て、推進会議、ネットワーク協議会、あるいは3月の当委員会での計画決定の報告をさせていただき、その後にホームページで公表したいと考えております。

次に、資料はありませんが、報告事項が1件あります。

価格高騰対策臨時給付金の進捗状況について報告いたします。

この給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税が均等割のみ世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給するものです。対象世帯は、非課税世帯が1万3,800件、均等割のみの世帯が2,676件となっております。確認書の発送は終わっておりますが、10月末が申請期限となっております。

8月末現在の状況ですが、住民税非課税世帯につきましては、1万2,708件、91.9%の返送があり、1万2,133件、3億6,399万円を支給しております。19件については、課税者の被扶養者等のことで辞退となっております。また、均等割のみ課税世帯につきましては、2,423件、90.5%の返送があり、2,372件、7,116万円を支給し、7件が課税者の被扶養者等のことで辞退となっております。

また、家計急変世帯についても、51件の申請があり、34件、102万円を支給いたしました。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今、家計急変世帯については、51件が申請され、39件支給ということで、急変世帯の方々も申請されていらっしゃるわけですが、締切りが10月末です、そうすると、また、

家計急変世帯というところは、そういう自分のところも対象になるというふうに思っていない人もいるのかなと思うんですが、その辺の周知の仕方はどうなのでしょう。

○社会福祉課長（紙屋一朗）広報紙、ホームページ、チラシ等で周知はしております。

ただ、件数につきましては、今までの給付金からすると確かに、委員おっしゃるとおり、家計急変世帯というのは少なくなってきました。ただ、うちとしましては、今までの新型コロナの対策の経済政策でしたので、やっぱり急変世帯、コロナで仕事がないとかいうことで多かったのかなと。なので、今回につきましては減っているのかなと。あと、均等割のみ世帯も、今回から拾うようになっているので、少なくなっているのではないかと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会福祉課の審査を終わります。

---

#### △障害福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、障害福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久）補正予算第95号、歳出を説明いたします。

予算に関する説明書の30ページをお開きください。

まず、3巻1項2目事項一般障害者自立支援事業費です。給与等は人事異動に伴う職員給与費等の調整です。

次に、事項重度心身障害者医療費助成事業費です。委託料110万円の増額補正につきましては、重度心身障害者医療費助成事業について、県が令和6年度早期に県内一斉の制度改正を予定しており、その制度改正に対応するため、本市の総合福

祉システムの改修を行うものです。

制度改正の内容としましては、現在、医療機関に受診した際、窓口で一旦自己負担金を支払い、その後、市に交付申請を行う償還払い方式であります。改正後は、医療機関に受給資格者証を提示して、自己負担金を支払うのみで、市への交付申請が不要になる自動償還払い方式へ変更するものであります。

今後、県障害福祉課が診療お支払データを作成する国保連合会システム改修を行い、その費用について、負担金として、次回以降の補正予算をお願いする予定であります。

歳入はありません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○障害福祉課長（加治屋光久）委員会資料の3ページをお開きください。

薩摩川内市障害者計画等の策定について御説明いたします。

本年6月、生活福祉委員会で口頭にて報告をさせていただきましたが、改めて資料で御説明いたします。

まずは、概要と計画期間を説明させていただきます。

今年度、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする障害者基本法に基づき、障害者施策の基本的な方向性を定める薩摩川内市障害者計画（第4期）を策定します。

また、同時に令和6年度から令和8年度までを計画期間とする障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の見込量を定める薩摩川内市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定します。

策定に当たりましては、学識経験者・医師・障害者支援施設・障害者団体等で構成する薩摩川内

市障害者計画策定委員会を設置いたしました。計画には、障害者及びその支援者等2,000人を対象にしたアンケート調査を実施し、対象者の意識・実態・ニーズを把握し、計画に反映していく予定であります。

今後のスケジュールとしましては、10月に第2回策定委員会を開催、その後、庁内の政策会議で提案審議を終えて、パブリックコメントを実施します。再度、庁内の政策会議の審議を終えて、2月に第3回の策定委員会、3月の生活福祉委員会で計画決定の報告をさせていただき、その後にホームページで公表する予定です。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 全国的に障害者が障害者サービスを受けていても、65歳になったら介護サービスに移行するということで、不当であるというような訴えが出されたりしているようなんですが、市内で65歳になって障害者サービスから介護サービスに移った人たちというのは、どのぐらいいらっしゃるのか。移らなかった人たちもどのぐらいいらっしゃるのかというのは、資料はありますか。

**○障害福祉課長（加治屋光久）** 申し訳ありません。資料についてはございません。

今、委員おっしゃられたとおり、65歳になると介護保険のほうが優先するということで、もちろん介護保険でないものについては、障害福祉サービスは引き続き受けられるようになっているところです。

**○委員（井上勝博）** 実際どういう状況になっているのか、後でいいので教えていただきたいんです。

それで、やっぱり介護サービスになると障害者サービスからすると、大分後退するということが言われておりますが、このまま障害サービスを受けたいという方々というのは、今まではいらっしゃるんですか、移るときに。

**○障害福祉課長（加治屋光久）** 要望もございますが、介護保険法と、先日もあったんですけれども、障害のほうと、どうしても今の制度の中では、介護保険優先というのがございまして、そち

らも県に確認したりしたんですけれども、介護優先ということになりました。

ですので、障害を受けていらっしゃる、どちら取りというのではなくて、どうしても65歳になって障害サービスと介護と同じようなサービスがある場合には、介護保険の認定申請を受けてもらうということになっています。

**○副委員長（犬井美香）** 午前中の、すみません、防災安全課のところで聞くべきだったのかも知れないのですが、ちょっと確認をさせてください。

個別避難計画とかも、こちらのほうで策定をされると思うんですが、実は、視覚障害を持つ方から不安視する声があったので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

避難を誘導されたときに、結局、支援する家族がそこにいた場合は、そのまま避難所に一応身を置くことができるんだけど、やはり慣れない場所なので、その家族が仕事などで出かけていたときとかに、避難しなさいというふうな誘導があっても、その避難所がどういう状況かがよく分からないので、不安でなかなか避難することをためらってしまうというお声があったんですけれども、そのようなものも個別計画の中には、恐らく要支援者の登録をすれば、個別計画の中できちんと詳細を記されると思うんですが、一応、障害福祉課としての考え方、そういう場合の支援の在り方というのは、どのように考えていらっしゃるのかということを確認させてください。

**○障害福祉課長（加治屋光久）** まず、個別避難計画は、障害福祉課ではなくて、社会福祉課のほうで作成をしているところです。

ただ、今、委員が言われたように、視覚障害者であったりとか、今よく言われる医療的ケア児の関係につきましても、全く協力しないというわけではなくて、情報自体がこちらの障害福祉課であったりとか、あるいは障害者基幹相談支援センターのところでも持っておりますので、協力しながら一緒に作成をしていくということになると思います。

**○副委員長（犬井美香）** 防災安全課ともまた連携というところにはなと思うんですが、今言ったように、少し避難をためらう事案というのがやはりあるみたいなので、すみませんでした、

個別避難計画は社会福祉課ということだったので、ちょっとこことは関係ないんですが、情報の共有をしたりとか、よりその方々が安心して避難できるような在り方、福祉弾正などもあるんじゃないと言われるかもしれないんですけど、そもそも視覚障害を持った方々というのは、そういう場所に始めていくであったりすると、どういうふうに動いていいかも分からないというところがあるとすると、避難所の支援体制の在り方というのも考えていかなければいけないかもしれませんので、ぜひこの辺りは十分協議していただいて、安心して避難行動につなげていけるような在り方というのを、また考えていただければいいかと思いたすのでよろしくお願ひします。

○委員長（阿久根憲造）ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長代理（榎並淳司）歳出につきまして、説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の31ページをお開きください。

3巻2項1目老人福祉総務費の減額補正は、説明欄の老人福祉管理費・運営費において、人事異動に伴います給与費等の減額が主なものでございます。

3巻2項3目介護保険対策費の増額補正についてですが、27節繰出金の増額であり、後ほど、介護保険事業特別会計において御説明いたしますが、人事異動に伴います給与等の増額及び介護認定審査費の備品購入に伴います補正でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第99号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第99号令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長代理（榎並淳司）まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の104ページをお開きください。

1巻3項1目介護認定審査費の増額補正。増額補正は、17節備品購入費の増額補正でございます。

備品購入の理由でございますが、高齢・介護福祉課所管の介護認定訪問調査用の公用車につきまして、新たに購入しようとするものでございます。

本課において、高齢者訪問給食事業を各事業に委託しておりますが、里・上飯地域の事業所に対し、市の公用車を貸与しておりましたが、その公用車が自損事故により廃車となってしまいました。高齢者訪問給食サービス事業は、高齢者への配食だけではなく、見守り等を行っていただいておりますので、事業を滞りなく継続する必要があったことから、本課が所管しておりました介護認定訪問調査用の公用車につきまして、急遽、貸付けをすることとしましたが、それに伴い、訪問調査用の公用車が不足したため、新たに購入するものでございます。

次に、105ページを御覧いただきたいと思います。

5巻2項1目一般介護予防事業費の増額補正は、人事異動に伴います給与費等の増額が主なものでございます。

次に、106ページを御覧ください。10巻1項1目第1号被保険者保険料還付金の増額補正は、当初の予定より還付すべき介護保険料が増大したため、増額を行うものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明させていた

だきますので、98ページをお開きください。

4巻2項4目地域支援事業交付金の増額、次の99ページの5巻1項2目地域支援事業交付金、次の100ページの6巻3項1目地域支援事業交付金及び、次の101ページの9巻1項1目一般会計繰入金のうち4節地域支援事業繰入金の増額は、歳出で御説明いたしました一般介護予防事業費等の人事異動に伴います給与費等の増額補正に伴い、増額をするものでございます。

同目11節その他一般会計繰入金の増額補正は、歳出で御説明いたしました介護認定審査費の増額補正に伴い、増額をするものでございます。

次に、102ページを御覧ください。

9巻2項1目介護給付費準備基金繰入金の増額補正は、同じく歳出で説明いたしました一般介護予防事業費等の人事異動に伴います給与等の増額補正に伴い、増額するものでございます。

次に、103ページを御覧ください。

10巻1項1目繰越金の増額補正は、歳出で御説明いたしました、第1号被保険者保険料還付金の増額補正に増額をするものでございます。

**○委員長（阿久根憲造）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑に願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）**質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）**討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）**御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

**○委員長（阿久根憲造）**次に所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長代理（榎並淳司）**それ

では、生活福祉委員会保健福祉部の資料の4ページをお開きください。

今年度の敬老金の支給についてでございます。

まず、1の支給日は9月の15日を予定しております。

また、2の支給対象者は、（1）の基準日は9月1日現在であり、（2）の対象者につきましては、100歳以上が153名、88歳の方が632名となります。なお、（3）から（5）の支給金等につきましては、昨年と変更はございません。

次に、3の配付者等についてでございますが、（1）の最高齢者は、入来町の重永妙子様、109歳になられます。昨年度の最高齢の方が、本年2月に御逝去されたことに伴いまして、本年度最高齢者になられた方です。

また、（2）（3）に記載のとおり、100歳以上の方と施設入所者につきましては、市町をはじめとする市職員で配付を行い、在宅の88歳の方につきましては、民生委員の方々に御協力をいただき、配付をするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

4の高齢化率等につきましては、本市の高齢化率や、国・本市の平均寿命について掲載しているほか、参考として地域別の支給対象者数を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

**○委員長（阿久根憲造）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（帯田裕達）**それではお伺いします。

何日か前の南日本新聞に、社会福祉協議会が事業を取りやめた、鹿児島市を含め10市あったわけですが、本市の取りやめたとか、今やっていないとか、社会福祉協議会がやっていないとかいうのはどれぐらいあるのか、その内容をお示しいただきたい。

**○高齢・介護福祉課長代理（榎並淳司）**帯田委員、言われたのが、9月の3日の南日本新聞の記事の中で御紹介をされたところです。

本市におきましても、2か所ということで、こちらのほうで調査をしましたところ、掲載のとおり、過去5年間の間に廃止は2か所ございました。

薩摩川内市社会福祉協議会訪問介護事業所が平成31年3月31日に廃止をしております。また、薩摩川内市社会福祉協議会上甕支所の訪問介護事業所につきましては、平成31年4月30日に廃止をしているところでございます。

○委員（帯田裕達）今、2か所ということですが、今後そういう箇所が増えるのか、現状で推移できるのかちゅう検討でしょうけど、その辺はどうなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長代理（榎並淳司）事業者数のサービス種別で、過去28年度から拾い上げをしてみたところでございます。

先ほどありました訪問介護につきましては、令和2年度につきましては20か所、令和3年度22、令和4年度25、令和5年度26という形で、大体、令和2年度が一番少ない事業者数だったんですけれども、25の辺りを前後しているという形になっている状況でございます。

○委員長（阿久根憲造）ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）委員外の方も大丈夫ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

#### △保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

#### △議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）補正予算につきまして、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

3巻4項1目生活保護総務費事項生活保護管理運営費につきましては、減額補正を行うものであります。

補正の内訳につきましては、4月の人事異動に

伴い、給料・職員手当等を減額するものであります。

歳入はございません。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、生活福祉委員会資料6ページをお開きください。

本年10月に施行される生活保護法による保護基準の一部見直しについて説明いたします。

6月の生活福祉委員会補正予算説明におきまして、川添委員から御質問を頂き、内容について若干説明いたしました。今回は、実際の生活扶助基準額を提示し、資料に基づき、再度御説明いたします。

1の生活保護法による生活扶助基準の見直しについて及び2の今回の基準見直しの主な理由につきましては、記載のとおりでございます。

今回の見直しにつきましては、2019年令和元年度の低所得世帯の消費水準を用いて、新たな基準額ベースを作成し、2022年令和4年度に行った検証結果を踏まえて見直しされたものでございます。なお、生活保護の種類は8種類の扶助に分かれておりますが、今回の基準見直しにつきましては、生活扶助のみでございます。

次に、3の生活扶助基準の主な見直しの概要について御説明いたします。

まず、（1）年齢別較差は現行較差の2分の1を反映する。につきましては、生活保護基準の第1類、これは個人的経費であり、飲食物や被服費などの個人的に消費する基準であり、年齢別に金額が定められております。例えば、ゼロ歳から2歳の基準額が1万円、3歳から5歳が2万円の場合、1万円の較差が生じますが、今回の見直しで2分の1を反映することにより、較差が5,000円に縮小されました。

次に、（２）第２類の費用において、級地間の差を設けない、この第２類は世帯共通的経費であり、例えば電気・ガス・水道などの光熱水費や家具什器などであり、１級地の１から３級地の２まで、六つの級地に定められております。第２類については、これまで１級地の１を１００％とすると、１級地の２から３級地の２まで９６％となっておりますが、今回の改正により較差は設けないこととなりました。ちなみに、本市は３級地の１でございます。

次に、（３）当面２年間、世帯人員１人当たり月額１,０００円を加算いたします。

次に、（４）加算を行っても、なお、現行水準から減額になる世帯については、現行の基準を保証します。この（３）と（４）が、令和５年度から令和６年度の臨時的・特例的な対応となっております。

次に、（５）この見直しは、令和５年１０月から実施いたします。なお、２０２５年度、令和７年度以降の生活扶助基準の検討につきましては、２０２５年度の予算編成過程において、２年間の検証結果を適切に反映の上、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、そのときの社会経済情勢を勘案して、改めて検討することとなっております。

次に、４の家族構成ごとの基準額の比較表につきましては、令和５年１０月以降における生活扶助基準額モデル世帯として、三つの世帯を抽出してございますので、御確認ください。

今回の見直しにより、本市については、全世界帯で増額となる見込みでございます。

次に、資料の７ページから８ページは、今回の見直しについて、生活保護を利用されている方々へ、９月末に郵送する周知文書の案でございます。

最後に、資料はございませんが、６月の委員会におきまして、井上委員から、リバースモーゲージに該当する世帯はどのくらいあるかの御質問を頂き、１０世帯ないくらいであり、取扱先は社会福祉協議会と答弁をしておりました。今回、該当する世帯を確認したところ、９月１日現在、３世帯であり、取扱先は県の社会福祉協議会でございます。

**○委員長（阿久根憲造）**ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般

について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**生活扶助費の増額ということなんですが、この物価の高騰というのは、こんなもんで恐らく今までの水準の暮らしは保てないんじゃないかなと思うんですが、お金が足りなくなったとかという声はないですか。

**○保護課長（新川皇祐）**最低基準が、国のほうで決められているんですが、やっぱり中にはちょっと入り用があった、例えば冠婚葬祭に急に入り用がなったという方で、浪費する方もいらっしゃるんですけども、ちょっと足りないという方もいらっしゃると思います。そういうときには、やむを得ない事情の方につきましては、社会福祉協議会の貸付けを利用して、それは、収入認定しない方向で取り扱っております。

**○委員（井上勝博）**ちょっと確認なんです、物価高騰対策のこの３万円というのは、生活保護世帯も対象になっているんですか。

**○保護課長（新川皇祐）**対象になっております。

**○委員（川添公貴）**ひきこもり等の相談があると思うんです。今も社会的に問題になっているのが、高齢化して親が生活保護を受ける中に、それに頼っている生活面があって、ひきこもりが原因だというのがあるんですけども、本市で把握されているのがどれくらいあるのかということと、それから、それに相当援助は頂いていることと思うんですけども、対処されて解決したのがあればどれくらいあるのかということを教えてもらいたいと思います。

**○保護課長（新川皇祐）**しっかりなかなかちょっと把握ができていないんですが、ただ、二、三件あって、そういう世帯につきましては、扶養義務者、その方々をお願いして訪問に行っているところです。

**○委員（川添公貴）**何で社会問題化したかという、根本的にはなかなか外に出ないんです。つかみづらいのがあるんで、それは地域の皆さんの協力と、それから民生委員さんの努力を頂いて、把握せざるを得ないだろうと思うんですけども、そういう事案があったときは、この前勉強したんですけど、無理なくやっていくのが一番いいだろうということなんで、よろしくお願ひしたいと思



います。

それから、表面に出ないのが家庭内暴力、俗に言うDVです。これも結構把握されている、対処に走っていらっしゃるのも知っているんですけども、どれぐらいあるのか、これも聞いてみたいと思います。

**○保護課長（新川皇祐）** DVにつきましては、社会福祉課と連携して動くようにしています。

それで、今DVで保護を受けている世帯についても、申し訳ありませんが、二、三件ぐらいだと思っております。

**○委員（川添公貴）** 多いか少ないかは別段分かりませんが、なかなかこれもさっき言ったと同じように、介入しづらいところがあるんで、法的根拠がまずないんです、入っていくのに。ですから、いろんな方の情報を知り得た段階で、警察の介入が今できるんで、いざというときは、そのときにはそういう形を活用されて、職員の方は単独で行かないようにして、人数を入れてやっていかれるように頑張っていたきたいと思います。

**○社会福祉課長（紙屋一朗）** 社会福祉課ですが、ただいま質問いただきましたDV関係なんです、うちのほうで受けている相談が去年の実績で825件あります。

実際、DV等で避難されて、そういう別の施設で保護するような方、非常に重たいケースなんです、市営住宅等で住む場合もあるんですが、完全に隠れてしまう、そういう施設に行かれる方が去年で4世帯12名いらっしゃいました。

最近についても、やっぱり増えてきているのかな、児童虐待もひっくるめて、多くなって、重たくなっているような傾向と認識しております。

**○委員（川添公貴）** 大きな要因の一つの中で、コロナ禍において自宅に籠る、それから在宅勤務とか、こういうのが増えてきたんですね。仕事が無くなってきた。これも増加の要因の一つだろうと私は思っているんですけども、その件数を処理していただいて、それを把握していただいた中で、保護課の方があちこち手配をされて、俗に言う避難を一生懸命される。しっかりと、今の話を聞くと情報の連携が取れているんで、速やかに、戦うのは簡単でしょうけれども、逃がすっていう手も正解なので、先ほども言いましたけれども、繰り返しになりますけれども、行かれる方々の身

体も、それから精神的な面もしっかりとカバーしながら、保護活動に努めていただければと思います。これからちょっと何年かは厳しいと思いますけれども、よろしくお願いします。

加えて、児童・生徒に関しては、教育委員会としっかりとタッグを組んでいただいて、なるべくそういう悲しいことが起きないようにやっていただきたいと思います。

**○委員長（阿久根憲造）** ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（阿久根憲造）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（阿久根憲造）** まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（前門宏之）** それでは、はじめに歳出について説明しますので、予算に関する説明書の32ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費について、右側説明欄に記載しております給料等は人事異動に伴う人件費補正になります。

3目児童館費については、放課後児童クラブ施設整備補助金としまして、仮称冷水児童クラブ新設に伴う改修工事及び黒木わいわいクラブの移転に伴う経費になります。

次に、歳入について御説明しますので、予算に関する説明書の16ページをお開きください。

16款2項2目3節児童福祉費補助金については、子ども・子育て支援交付金として歳出で説明いたしました児童クラブ施設整備事業のうち補助対象分に対し適用したもの、国庫補助金3分の1補助分を、次ページ、17ページにおいて、同県補助金3分の1補助分の増額補正を、17款2項2目3節児童福祉費補助金に計上するものになります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（前門宏之）所管事務調査として1件、委員会資料の9ページをお開きください。

子育て応援券の利用開始について、概要は資料1のとおり、子どもの誕生を祝福し、第1子1万円、第2子3万円、第3子以降5万円を商品券として支給していますが、9月1日より、従前の紙媒体による商品券と、つんPayによるデジタル商品券による選択が可能となっております。

資料5のとおり、45の加盟店様の御協力をいただき、うち25の加盟店様においてデジタル商品券としてつんPayの利用登録の申請をいただき、順次利用拡大を目指しているところです。

なお、昨日には全46加盟店、デジタル商品券対応申し込み27件となりました。

今後の展開については、これまで地域通貨プラットフォームとして、全協等において説明があったとおり、事業者側のメリット、精算等の事務処理の簡素化への寄与も大きいと考えられることから、今後の利用拡大について期待しているところです。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）子どもの医療費の窓口負担については、県知事が、国のほうがペナルティ措置をなくすという関係で、県知事が前向きな答弁をしたという報道がされておりますが、国保の、子育て支援課の所管でいうと、ひとり親家庭の場合も、やっぱり現物給付が求められていると思うんですね。今の状況がどうなっているかというのをお尋ねしたいと思うんですが。

○子育て支援課長（前門宏之）子ども医療費助成につきましては、年代、それから課税状況において、補助の対象となるエリアが異なっております。

非課税の給付、全額現物支給としては、非課税の子ども医療給付事業分ということで、高校生まで対象となっております。

非課税の助成分の未就学時までは、県の補助対象となっておりますが、小学校以上は、県の補助対象外となっております。

今、井上委員のほうから言われた国保の歳入関係のペナルティに関しましては、所管、別の課になりますけれども、現在もそういった処置がされているようで、それも含めまして、県のほうも現物支給のほうに動いておりますけれども、それらに合わせて対応できるものと思っております。

市のほうとしても、ずっと情報は傾注しておりまして、いい形で現物支給の方に早くなればいいんですけども、ちょっと市単独で動けない部分も多々ありますので、回答はこんな形になります。

○委員（井上勝博）ペナルティがあっても、もう現物給付しない県は、もう鹿児島だけじゃないかと言われるぐらいになってきているわけで、仮にペナルティが残っていたとしても、やっぱり現物給付っていうのを強く主張すべきだし、それはもう市長会でも要求されていることだと思うんですね。

だから、さらにそれを推していただきたいのと、ひとり親家庭についても現物給付ができるようにというのは、訴えていけないだろうかというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

○子育て支援課長（前門宏之）おっしゃられたとおり、全国的にも鹿児島がちょっと取り残されている感がございます。以前も、県に準じて一応対応できると思っておりますので、以前からそういう話もなっておりますので、引き続き傾注していきたいと思います。本市独自の対応につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○委員（井上勝博）ひとり親家庭については、今の現状は現物給付じゃないんでしょうか。その確認と、それからこれも合わせて、子ども医療費だけでなく、合わせてやるべきじゃないかということなんです。

○子育て支援課長（前門宏之） おっしゃるとおり、県が2分の1、自治体が2分の1のひとり親家庭等医療費助成になります。今のところ、現物支給になっておりません。そちらのほうも、検討課題とさせていただきたいと思います。

○保健福祉部長（小柳津賢一） これまでの経過も含めて、ちょっと簡単に御説明をさせていただきます。

井上委員から、いろいろ御指摘ございましたとおり、以前も、私も本会議で御質問いただいて答弁したこともあるんですが、やっぱり現物支給が全世帯、全年代に対してできなかったのは、我々もずっと県のほうに実施をしたいと、実施させてくれというようなことを、あるいは県のほうで実施してくれという要望はしておったんですけど、一番大きなネックは、国保の調整交付金のことも一つはあります。ありますが、県が補助をする際に、県が定めた現物支給の範囲を超えて市町村が独自でやったときに、県の補助金をもうまるまるその市町村には出さないというのをずっと言われておりました。

要は、県が言ってきた現物支給の範囲を超えてやったところは、その世帯を超えてやったところについては、もうそれ以外の補助金も全部出さないよという、これをずっと何年も前から言われておまして、そこが最大のネックでございました。

なので、先ほど課長もちょっと答弁したんですけども、市町村の独自の動きがなかなかしづらいということです。

井上委員おっしゃったとおり、6月議会等で、県知事が子どもの医療費の現物給付に関しまして、前向きな答弁をされたというふうには承知はいたしておりますけれども、その辺の県の補助金との関係がどうなるのか、国保の調整交付金のペナルティももちろんなんですけど、そのペナルティ分の穴埋め等々を県がする気があるのかとか、そういうのはもちろんなんですけど、県の補助の扱いがどうなるかというところは、ちょっと十分に見極めさせていただいた上で、先ほど課長が答弁したとおり、検討するというふうな扱いにさせていただきたいというふうに思います。

○委員（井上勝博） 詳しい説明いただきありがとうございました。

○委員（川添公貴） 先ほど予算が出てきた放課

後児童クラブについて、現在、私よく知らないんですけど、何か所あるのかっていうこと、それから、ちょっと何日か前、先だって、ニュースで、その放課後児童クラブにさえ入れない待機児童っていう方がいらっしゃるっていう、本市ではあるかないかということは分かりませんが、そういう事案があるのかどうかっていうことですね。

多分、私の周りでは全部100%受け入れているとは思っているんですけども、あればあるのかないのか、あれば何人かということ。

2点目です。11月頃だったと思うんですけども、保育園の入所希望を取られるのが11月から12月ですね、たしか。これ二つ考え方があって、どの保育園でもいいといった場合は100%カバーできるんですよね、大概。毎年大体見ていたらそうだったんですけど。

ただし、私はここの保育園に行きたいということで希望されて、入れない場合は行かないとかいう事案もあるやに思うんですけども、今年はそのような事態が起きないのかどうか、しっかりと説明ができるのかどうか。

保育園には行けますけれども、希望のところはなかなか厳しい、多いわけですから、定数が決まっているんで。そういうのがなく、皆さん希望に入ればいいと思うんですけども、そこら辺がどのように推移を見ていらっしゃるのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前門宏之） まず1点目の児童クラブに関しましてですけども、現在41か所ございます。

そこで児童クラブに関しましては、クラブ側、運営側のほうで受入れを決定しているため、市の待機児童は常時把握はできていないですけども、直近のデータで言いますと、5月1日の頃に情報を集めたところ30人前後、入れなかったという情報がございます。

次年度以降、今回新設もありますけれども、またちょっと改善されるんじゃないかと思っています。

3点目の保育所の待機児童の関係ですけども、委員おっしゃるとおり、基準日においては国の基準、あるのに入らない人を除けば、基準日現在では待機児童なしです。ただ、どうしてもここの園がいいとかそういう方々がいらっちゃって、ちょ

っと点で随分動いているんですけれども、20人前後、そういう方がいらっしゃると把握しております。

**○委員（川添公貴）** それぐらいいらっしゃるだろうというのは分かって、なるべく入れるように知恵を絞っていただいて、大概今、120%枠で受け入れていらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。それを超えることはできないんで、定員の120まで、たしか良かったと思うんですけれども、それをして、なおかつ20名程度いないということは、しばらく間はここで我慢してくださいねとか、一番困るのが、第1子と第2子と第3子がバラバラにいくというのがあるんで、そこを何とか解消してほしいっていうのも前あったんですけれども、ぜひそこ辺もうまいこと調整していただいて、法定の限度枠ぎりぎり定員枠を取っていただいて、今、保育士さんが足らなくて、上げられないっていう現状も分かっているんですけれども、そこ辺はいろんな形で助成を出すなりなんなりして、また努力していただきたいと思っています。

せっかくの枠があるので、その方がいないがために、人数が足りないがためにもったいない枠なんで、そこはまたしていただきたいと思うのと、それから放課後児童クラブは基準日があって、基準日で何人やって、何人から何人が助成金が幾らと決まっていますよね、たしか。その限度一杯一杯で、1人当たり1畳、1畳半だったかな、容積率があるので、なかなか広げられることができないというところがありますので、隣接したところにそういう場所があったら、第2、第3とかっていう形で助言をしていただいて、受入れ体制をとっていくというようなことも一つ手なのかなとは思いますが、これをまた検討していただく、今しなさいって言うてできるわけじゃないんで。今後、検討課題としてうまいことやっていただければありがたいと思っています。

**○副委員長（犬井美香）** 親子が集える場として、本市は子育て支援センターであつたりとか、各幼稚園などでも、あと子育てサロンなどでも、いろいろ準備はされていると思うんですけど、一応、今日は子育て支援センターの利用状況、市内8か所あると思うんですけれども、そのちょっと数字と、あとファミリーサポートセンターの開

放日の利用状況というのをちょっと教えてください。

**○子育て支援課長（前門宏之）** はじめに、子育て支援センターの利用状況になります。トータルで言いますと、令和元年度が4万4,000、令和2年度が3万1,000、令和3年度が2万6,000、令和4年度が2万5,000、今年は最近で2割増しぐらいの利用者の数があるとのことでした。コロナがありまして、一時期、利用が制限されていたのも要因のようです。

各園の数値もちょっとありますけども、1,000人から4,700とか、そんな形で活動しております。

ファミリーサポートセンターの実施しております開放日、毎月第3水曜日を開放日として、まかせて会員、おねがい会員とか、そういうの間わず、非会員の方も含めてですけれども、2時間程度、親子で遊び、触れ合いの時間を設ける事業がございます。月に1回、第3水曜日です。

令和4年度の実績で言いますと、全部で67人、令和5年度はまだ4か月分ですけれども10人ということで、これも利用者としてはちょっと伸びる方向で、今も周知に努めているところです。

**○副委員長（犬井美香）** コロナ禍もあって、なかなか利用の増減があったということですけど、今後、課長が言われたように、いろんな方々にやはり利用できるようにやっぱりしていかなきゃいけないというところで、ちょっとまた質問なんですけど、このファミリーサポートセンターの開放日についてなんですが、センター側の御意向として、第3水曜日であつたりとか、時間帯であつたりとか、あとは申込みが必要であつたりというのがちょっとあるんですけれども、この申込みが必要な理由というのが何かありますでしょうか。

**○子育て支援課長（前門宏之）** やっぱり、今のところ予約制となっております。コロナの関係もありましたので、人数があまり増えてもついでいうところで、こうなっておりますけども、今後はその辺も含めて、また新たに検討はしていきたいと思っております。申込みは、やはり事前に予約を今のところはしております。

**○副委員長（犬井美香）** 若い世代の方々が、やっぱりこの本市は、ちょっと一般質問の中でも少し、答弁の中でも市長が、屋内屋外の話の中で

雨天時の場合は、ＳＳプラザの空間を一応答弁されたんですけれども、あそこもそんなに広くはないので、ある程度の人数制限も必要なかなと思って、この予約があるのかなとちょっと私は勝手に思っただけなんですけれども、やはりいつでも誰でも何か相談したいであったりとか、人と触れ合いたいとか、子どもたちも一緒に遊ばせたいよねというときに、やはりこの時間枠であったり、曜日であったりという、こういう設定があることに對して、行きづらいついていう声も少しありますので、ぜひ本当にいつどんな体制でも、そして性別、今はお父さん方も育休なども取られるので、前回も言いましたけれども、そういうときにすぐ足を運べるように、イベントとかそういうことではなくて、そういう施設の在り方というの、また考えていただけると、若い世代もまた安心して子育てに励めるのかなと、一応、文化ホール跡地に施設が開所されるみたい、開所というか、そういうキッズスペースがあるみたいなので、そちらのほう期待はしているんですけれども、そこで相談対応は多分、恐らく民間の施設なのでできないと思いますので、何かそういう触れ合いの中で相談を聞けるような体制づくりというのすごく必要かなと思いますので、ぜひ検討していただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

**○委員（帯田裕達）** 保育士連合と市長との話合いというか、懇談があったと思いますが、その内容で保育士連合からの課題、問題点、要望等、教えられるものがあつたら教えてください。

**○子育て支援課長（前門宏之）** やはり、先ほど、川添委員のほうもありましたけれども、保育士不足の関係がございました。県内でもいろいろ、各種手当とか、住居に関する費用とか、そういうのをお支払いするというような形で出しているところもございます。それが恒久的に続くのかは分かりませんが、本市としても、今ある事業等を活用しながら、保育士に新たに就労された方に支援金を出すとか、あとは奨学金の一部補助とか、そういった形のほう拡充する方向でいろいろ検討していきたいと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** 先ほど課長のほうから、児童クラブのことについて、２，６００万円余りの説明がありましたが、その中で黒木わいわいクラブという言葉が出ました。今、実際どのようなふ

うに進められているのか、学校再編も決まって、皆さんが新しい学校に注目されているところで、それに合わせるようにされると思うんですけれども、今どういう進捗状況なのか、それをお伺いしたいと思います。

**○子育て支援課長（前門宏之）** 黒木わいわいクラブの移転に関しましては、今現在、黒木小学校に隣接するところがございますけれども、以前にして話があったのでしょうかけれども、学校の統廃合の関係で、ちょうどそれに合わせて、今の大妻小学校の隣地、社会教育課所管の駐車場の敷地のところに、移転を計画しております。

現在、各コミュニティ協議会等ははじめ、近隣施設、あるいは関係地域の各関係者への最終確認を社会教育課の、地主さんですから、社会教育課のほうも含めて協議を重ねているところです。

**○委員長（阿久根憲造）** 大きな予算が含まれていますね。

**○委員（瀬尾和敬）** さりと言われたので、一体どんなふうになっているのかなという思いでお伺いしました。

祁答院は、やっと学校再編に踏み切ったところでありまして、できれば皆さんが喜ばれるようなそういう施設になって、皆さんが喜ばれるような児童クラブが運営されるように願っているものですから、あえて質問いたしました。よろしくお願いします。

**○委員長（阿久根憲造）** 課長、関連して、冷水の新設の児童クラブの件は、これは何か経緯が。

**○子育て支援課長（前門宏之）** 冷水のほうも、以前、川内小校区のところには、近くのところには川内小児童クラブ、あるいは一部清水ヶ岡とかあるんですけれども、結構川内小のほうもまだ要望があるということで、ＰＴＡと学校と協力されてアンケートを取られました。

需要があるということで、川内小の前の歩道橋をわたって、橋を渡ったところあたりにですね、新たな、仮称ですけど、冷水児童クラブを新設しようということで動いております。

預かれる児童さんの数とか、それを含めたところで計画を立てられて、ちょっと前から話があったところなんですけれども、今回、補正により４月１日の開設を目指して要求させていただいたところです。

他はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それではまず、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書30ページのほうを御覧ください。

3款1項4目国民年金費及び34ページを御覧ください。

4款1項5目国民健康保険対策費につきましては、4月の人事異動等に伴う職員給与等の調整のための補正を行ったものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

と決定しました。

△議案第97号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第97号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出のほうから説明をさせていただきますので、予算に関する説明書第7回補正、73ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費につきましては、国が示しておりますデジタル社会の実現に向けまして、各自治体が令和7年度までに基幹システムを国の標準準拠システムへ移行するためのものでございまして、今回、他の業務に先行いたしまして、個々システムのスムーズなデータ移行を行うため、市町村事務所に標準システム導入に着手するための増額補正を行ったものでございます。

次に、74ページを御覧ください。

1款2項3目賦課徴収費につきましては、国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険税及び所得割保険税を免除する措置が、令和6年1月1日から施行されることに伴います基幹システムの改修経費分と、令和5年4月の総務大臣通知に基づきまして、令和6年度より国税保等納付書に原則QRコードを印字することとなったことに伴いまして、基幹税務システムの改修経費が必要となったため、併せた金額を今回増額補正するものでございます。

なお、ただいま御説明いたしました産前産後期間相当分の保険税の免除措置につきましては、本年12月議会におきまして、税務課の方より条例改正議案を上程する予定となっておりますことを申し添えたいと思います。

次に、75ページを御覧ください。

2款5項1目出産育児一時金につきましては、当初予算におきまして、歳出の財源の一部を一般財源により充当していましたが、令和5年度限定で新設されました国庫補助により補填されることとなったことに伴いまして、財源調整を行ったものでございますので、金額の増減はございません。

次に、歳入について御説明いたしますので、70ページを御覧ください。

3款2項10目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給額が42万円から8万円増の50万円に引き上げられましたことに伴いまして、1件あたり5,000円が補助される令和5年度限定で新設されました国庫補助金でございます。

先ほど、歳出で御説明いたしましたとおり、当初予算で予算措置いたしました50件分に1件あたりの補助単価額5,000円を乗じた金額を増額補正をするものでございます。

次に、71ページを御覧ください。

6款2項1目保険給付費等交付金は、2節の特別交付金で、説明欄の特別調整交付金部分につきましては、歳出で御説明いたしました市町村事務処理標準システム導入に係る一部の経費と、産前産後国民健康保険税減免システム改修に係る経費の補填分でございます。県繰入金2号分につきましては、基幹税務システム改修に係る経費の補填分として県から交付をされるもので、それぞれを合計しました金額を増額補正をしたものでございます。

次に、72ページを御覧ください。

9款2項1目国民健康保険基金繰入金は、市町村事務処理標準システム導入に係る経費のうち、交付金対象外の一部に充てるため、基金から繰り入れるものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今あったように、システムの改修について、早めに改修をするというお話の中で、やっぱり気になってくるのは保険証の廃止問題というのが気になってくるんですけども、保険証廃止っていうことだと、システムそのものもやっぱり変えなきゃいけないものなんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）結果を申せば、関係がございます。国のほうが示しています医療DXの方針もございますけど、そういう中におきましてもマイナンバーの保険証の紐付けとかということがございます。それに関して、そういう関連するシステムの改修は出てくるものと思われま

す。

○委員（井上勝博）今回のシステム改修は、具体的には、もうちょっと詳しく説明いただけますか。関係ありますか、今、保険証廃止の問題と。

○保険年金課長（山元 茂）こちらのほうは、直接保険証と関係があるといえますか、国民健康保険の基幹系システムに乗せ込む前の段階の標準システムの導入ということで、国が推し進めております基幹系システムの二重業務の中に国保入っておりますけれども、その国保の様々なデータの基幹系システムへの移行のための、その前段階の標準システム導入のためのシステム改修でございますので、保険証を紐付けするためだけというようなことではございません。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきますので、生活福祉委員会資料の最後のページになります。12ページのほうお開きください。

薩摩川内市データヘルス計画の作成についてでございます。

まず、本計画の概要でございますけれども、記載のとおり、平成25年6月14日に閣議決定されました日本再興戦略におきまして、全ての保険

者にデータヘルス計画の設定が求められ、効果的・効率的な保険事業の実施に向けまして、標準化の取組の推進や評価仕様の設定の推進が進められております中、薩摩川内市におきましては、国の方針に基づき、第3期保険事業計画、いわゆるデータヘルス計画を定めるものでございまして、被保険者の年代ごとの身体的な状況に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保険事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質の維持及び向上が図られ、結果といたしまして、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的といたしまして、策定をするものでございます。

なお、根拠法例等につきましては、記載のとおり、国民健康保険法第82条に基づくものでございます。

続きまして、計画期間につきましてですが、6年間となっております。

今回が第3期でございまして、令和6年度から令和11年度となっております。

最後に、スケジュールでございますけれども、記載のとおりでございまして、今後、庁内の様々な調整はもとより、薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会等での協議を踏まえた上、令和6年3月議会におきまして、改めて御報告をさせていただきたいと考えております。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△閉会中の所管事務調査

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、閉会中の所管事務調査についてお諮りいたします。正副委員長会議において、本委員会所管の川内汚泥再生処理センターとエコパークについて、所管事務調査をしてはと考えておりますが、委員から御意見等ございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** それでは、日程調整

等含めて、その手続き全般について委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。日程等つきまして、後日、お知らせいたします。

---

△委員会報告書の取扱い

**○委員長（阿久根憲造）** 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

**○委員長（阿久根憲造）** 以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。



薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会

委員長 阿久根 憲 造